

平成30年度第1回長崎県政策評価委員会

1 日 時

平成30年9月7日(金) 13時45分～17時10分

2 場 所

長崎県庁3階 308会議室

3 出席委員

堀内委員長、芹野副委員長、小西委員、能本委員、山中委員

4 議 題

個別事業群の審議

5 議事録

【審議対象事業群】

基本戦略 9 快適で安全・安心な暮らしをつくる

施策 (2) 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進

事業群 交通安全対策の推進

(堀内委員長)

では、審議方法に従いまして審議に入ります。

(事務局)

それでは、審議対象事業群が位置づけられております基本戦略9「快適で安全・安心な暮らしをつくる」についてご説明いたします。お手元の長崎県総合計画の抜粋資料の1ページをご覧ください。総合計画の体系を示しております。基本戦略9は5つの将来像のうち、「安全快適な暮らし広がる長崎県」に位置づけられております。基本戦略の隣に施策というのがございますけれども、今回この施策の中から の「犯罪や交通事故のない安全・

安心なまちづくりの推進」、この中から「交通安全対策の推進」、それから「災害に強く、命を守る県土強靱化の推進」から「総合的な防災、危機管理体制の構築」、それから「良好で快適な環境づくりの推進」から「污水处理施設の普及拡大と高度処理の推進」。この3事業についてご審議いただくことになります。

次に2ページをご覧ください。基本戦略9ですけれども、この基本戦略では背景として、人口減少や、高齢化に伴う住民活動の担い手の減少とか、あと増加する高齢者の交通事故死や犯罪被害、自然災害の多発激甚化、地球規模での環境問題の深刻化などを踏まえ、将来像として、島や過疎地域の人口減少の歯止め、犯罪や交通事故がなく安全・安心な暮らしができる社会の実現、防災・減災対策による人命保護、県民が快適に暮らせる生活環境の確保、低炭素・資源循環社会の実現、自然との共生などによります安心快適な暮らし広がる長崎県を目指して、(1)のしまや過疎地域等の活性化と持続可能な基盤づくりをはじめとした9の施策を展開していくこととしております。

次に審議対象事業群が含まれる施策の説明ですけれども、4ページをご覧ください。まず、「犯罪や交通事故がない安全・安心なまちづくりの推進」につきましては、犯罪や交通事故が少なく、すべての人が安全・安心で暮らし、滞在することができる社会の実現を目指しておりまして、成果指標としましては、刑法犯認知件数を平成32年度までに4,500件以下、それから年間の交通事故死者数を第10次長崎県交通安全計画における目標34人以下に抑える目標を掲げております。その実現に向けては、その下にありまして、「安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりの推進」以降に記載されております、この丸がついた事業群を推進することとしておりますけれども、今回ご審議いただく交通安全対策の推進というのは、の方に書かれております。

次に7ページをご覧ください。施策「災害に強く、命を守る県土強靱化の推進」につきましては、事前の防災・減災対策により、いかなる災害が発生しようとも人命などが守られてる状態を目指して、成果指標としましては、風水害、地震などによる死者数を出さない目標を掲げております。その実現に向けてはその下の丸数字で囲んでおります「総合的な防災、危機管理体制の構築」以降の丸囲みの7つの事業群を推進することとしておりますけれども、今回ご審議いただく「総合的な防災、危機管理体制の構築」が今回の対象となっております。

9ページをご覧ください。施策「良好で快適な環境づくりの推進」については、目指す姿としては、きれいな水と空気、自然景観が守られ、県民が快適に暮らせる生活環境が確

保されている状態を目指しまして、成果指標としましては「水質汚濁に係る環境基準の達成率」と「大気環境基準の達成率」を平成３２年度までにそれぞれ８５％まで高める目標を掲げております。その実現に向けては、の「污水处理施設普及拡大」と「高度処理の推進」、今回審議していただく事業群ですけれども、それを含む３つの事業群を推進をするようにしております。

簡単ではございますが、基本戦略とそれから施策の概要につきましてのご説明を終わりたいと思います。

（堀内委員長）

それでは、始めの事業群から審議に入りたいと思います。これから、県の所管課から事業群と事務事業の内容、内部評価結果等について説明をいただいた後、質疑応答、そのような形で進めていきたいと思います。

また、本日の質疑内容で、この場で応答できないものは第２回委員会で対応していただくこととします。それから、本日いただいた各委員のご意見についても第２回委員会時に取りまとめを予定してます。議論が必要な事業の審議時間を確保するため、特に問題が認められない事業については時間をかけずに審議を進めたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。

それでは、進行を事務局の方でお願いいたします。

（事務局）

それでは、「交通安全対策の推進」について、事業群を所管いたします警察本部の交通企画課から事業群の概要説明をお願いいたします。

（交通企画課）

交通企画課から事業群「交通安全対策の推進」について、概要を説明させていただきます。資料ですが、お手元の事業群評価調書と長崎県総合計画の４ページの右側をご参照していただければと思います。

本事業群は新総合計画において戦略９「快適で安全・安心な暮らしをつくる」、施策「犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進」に位置づけられる事業群です。本施策の成果指標の１つに、平成３２年までに交通事故による２４時間死者数を３４人以下と

する目標を掲げ、同目標を達成すべく本事業群と交通安全確保に向けた通学路等の整備に係る事業群を実施しているところであります。本事業群についての取組内容は、評価調書の1の「計画等概要」に記載しているとおりでございまして、交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町をはじめ、関係機関・団体と緊密に連携しながら、交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備等の総合的な交通安全対策を推進することとされております。

この事業群を代表する指標として、交通安全教育の受講者数という項目を設定し、毎年交通安全教育の受講者数を40万人にするという目標を掲げており、施策の成果指標を達成すべく対策として、4つの取組項目のもと10個の事務事業をそれぞれ実施しております。事業群の指標の達成状況につきましては、平成28年、平成29年ともに目標の40万人を達成しているところでありますので、今後も市町をはじめとした関係機関と緊密に連携しながら、交通事故の発生状況や幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全教育を実施していくこととしております。

それでは、本事業群の取組項目ごとに簡単に項目を説明していきたいと思います。詳細な内容については後ほど説明を申し上げます。まず、第1点目は「交通安全運動・交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚」についてであり、具体的な事務事業としては、「交通安全教育推進事業」、「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業、「交通安全対策推進事業」、「交通安全運動推進事業」がございまして、第2点は「関係機関・団体と緊密に連携した交通安全対策の推進」についてであり、具体的な事務事業としましては、「交通安全指導員等育成費」、「交通安全母の会育成費」、「交通安全確保業務」がございまして、第3点は「交通環境の整備」についてであり、具体的な事務事業としては、「交通安全施設整備事業」、「運転免許行政推進事業」がございまして、第4点は「交通指導取締等の推進による交通秩序の維持」であります。

事業群評価調書を1枚めくっていただきまして、4ページをご覧いただきたいと思っております。3の「実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」というところになります。取組項目ごとに実績と課題を検討しましたところ、高齢者事故防止対策及び交通事故発生実態に基づいた交通環境の整備や交通指導取締りの課題が見えてまいりましたので、解決の方向性として、今後は高齢者に対する参加・体験型の交通安全教育の強化と、交通事故実態に応じた交通環境等の整備や交通指導取締りを推進することとしております。

以上を踏まえまして、次の4.「平成30年度見直し内容及び平成31年度実施に向けた

方向性」に記載しておりますとおり、個別事業の具体的な見直しを検討しておりますが、この後、順に説明させていただきたいと思います。

以上で事業群に関する説明を終わらせていただきます。

（事務局）

引き続き事業群を構成する事業について2つのパートに区切って説明をしたいと思っております。まずは、警察本部それから知事部局の県民生活部が所管します1から6までの事業をご説明した後、一旦区切って質疑をお受けしたいと思っております。

まず、1番目の「交通安全教育推進事業」について、警察本部交通企画課からご説明をお願いいたします。

（交通企画課）

それでは、事業群評価調書の1ページに中ほどにあります、2の「平成29年度取組実績」というところについて説明させていただきます。

1番の「交通安全教育の推進事業」について説明いたします。同事業費につきましては、平成28年実績が4,317万2,000円、平成29年実績が3,900万1,000円、平成30年計画が4,094万4,000円でありまして、そのうち一般財源については記載のとおりでございます。事業対象は歩行者と運転者です。平成29年度の事業の実施状況につきましては、幼児から高齢者までの各世代に応じた歩行者に対する交通安全教育及び参加・体験・実践型講習を主体とした運転者に対する交通安全教育をそれぞれ実施いたしました。平成29年度の目標としては、交通安全教育の実施回数を7,000回、交通安全教育受講者数が40万人に設定しておりました。平成29年の事業の成果としましては、交通安全教育の方法を座学からの聴講型から参加・体験・実践型に重点を移行し、教育内容を充実させた結果、平成29年中の交通安全教育の実施回数は6,501回で目標に対する達成率は92%でありましたが、受講者数は45万6,244人で、受講者数の目標については達成している状況であります。

続いて、評価調書をもう1枚めくっていただきまして、4.「平成30年度見直し内容及び平成31年度実施に向けた方向性」というところでございますが、その事業番号1番「交通安全教育推進事業」について、説明いたします。平成30年度事業の実施にあたり見直した内容としましては、引き続き交通事故発生状況の分析結果に基づく参加・体験・

実践型の講習を実施していくほか、平成２９年に試行しておりました交通事故歴を有する
７５歳以上の高齢者宅の訪問指導活動を本年から本格的に実施することとしたところであり
ます。平成３１年度事業の実施に向けた方向性としましては以上の２点について、より
効果的な安全教育及び訪問効果の検証をして、指導内容の改善など取り組むこととしてお
ります。

以上でございます。

（事務局）

次に、２番から６番の５事業について、県の交通・地域安全課からご説明をお願いいたし
ます。

（交通・地域安全課）

交通・地域安全課から「「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業」についてご説明
をいたします。お手元の事業群評価調書１ページをご覧ください。本事業は事業群の取組
項目の「交通安全運動、交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚」に寄与する
ために実施する事業となっており、中核事業と位置づけております。本事業の平成２９年
度の実施状況につきましては、補足説明資料の１１ページをご確認ください。この事業に
つきましては、交通事故死者数に占める割合が高い高齢者を交通事故から守ることによっ
て交通事故のない安全で安心な地域社会づくりを推進することを目的としております。平
成２９年度の実施状況につきましては、記載のとおり高齢運転者対策、高齢歩行者対策、
県民への広報啓発などに取り組んでおります。事業の結果につきましては、平成２９年中
の高齢者の交通事故死者数が３５人であり、前年より５人増加したものの高齢運転者参加
体験型講習等の実施により、高齢運転者の死者数は５人減少したほか、高齢者の負傷者数
も前年より減少いたしました。平成３０年度につきましては、近年アクセルとブレーキの
踏み間違いなどによる高齢運転者が当事者となる交通事故が多発しておりますことから、
高齢運転者が加害者となる交通事故の抑止に資するため、安全運転サポート車の普及啓発
の取り組みを実施しているところでございます。なお、平成３０年度の成果指標につつま
しては、事業目的、内容に直結する成果指標とするように見直して、前年の高齢者運転中
の交通事故死者数以下を目標としております。

平成３１年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、５ページをご確認くだ

さい。事業構築の視点に着目しまして、交通事故防止対策に有効な安全運転サポート車の普及啓発や、高齢運転者の運転免許自主返納の促進など、総合的な高齢者の交通事故防止対策を強化することとしておりますので、拡充と評価しております。以上で「「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業」の説明を終わります。

次に、「交通安全対策推進事業」についてご説明をいたします。お手元の事業群評価調書の2ページをご確認ください。本事業は事業群の取組項目の「交通安全運動・交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚」に寄与するために実施する事業となっております。本事業の平成29年度の実施状況につきましては、補足説明資料の13ページをご確認ください。この事業は交通安全対策会議を開催して、長崎県交通安全実施計画を策定し、市町・警察・関係機関・団体と緊密に連携しながら、陸上交通の総合的な交通安全対策の推進を図ることにより、交通事故の減少を図り、交通事故のない安全で安心して暮らせる長崎県を目指すことを目的としております。平成29年度の実施状況につきましては、記載のとおり、交通安全対策会議を開催して、交通安全実施計画を策定しているほか、交通安全推進県民協議会を年4回開催して、季節ごとの交通安全運動の実施要綱を策定しております。また、県内の小・中学生、高校生等から交通安全図画作文を募集し、優秀作品につきましては、交通安全推進県民協議会総会で表彰をしております。この事業の成果につきましては、平成29年中の交通事故死者数が47人であり、目標値である38人以下は達成できませんでしたが、交通事故発生件数及び負傷者数はいずれも前年より減少しており、特に負傷者数にあっては、昭和62年以来30年ぶりの6,000人台となっております。また、図画作文の募集を通じまして、小・中学生、高校生等の交通安全意識の普及啓発の推進に寄与しております。平成30年度につきましては、第10次長崎県交通安全計画に基づきまして、平成30年度の長崎県交通安全実施計画を策定し、総合的な交通安全対策を推進いたします。なお、平成30年度の成果指標につきましては、事業の目的、内容に直結する成果指標とるように見直しまして、長崎県交通安全実施計画の策定を目標としております。

平成31年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、5ページをご確認ください。本事業は交通安全対策基本法で都道府県の交通安全実施計画の策定が義務づけられているなど、本県の交通安全対策を推進していく上で大切な事業となっており、今後も継続していく必要があると思われまますので、現状維持として評価しております。

以上で交通安全対策推進事業の説明を終わらせていただきます。

次に、「交通安全運動推進費」についてご説明いたします。お手元の事業群評価調書 2 ページをご覧ください。本事業は事業群取組項目 の「交通安全運動、交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚」に寄与するために実施する事業となっております。本事業の平成 29 年度の実施状況につきましては、補足説明資料の 15 ページをご確認ください。この事業は季節ごとの交通安全運動等を県内一円にわたって展開し、県警、市町、関係機関団体と一体となって交通安全思想の普及を図り、交通事故の防止に努めております。また、交通死亡事故が多発した場合に警報を発令し、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を講じて、交通死亡事故の鎮静化を図ることを目的としております。平成 29 年度の実施状況につきましては、記載のとおり、年 4 回の交通安全運動を実施しております。また、平成 29 年は 6 月と 11 月に交通死亡事故が連続して発生したことから、交通死亡事故多発警報を発令し、交通死亡事故発生の鎮静化を図っております。事業の成果につきましては、6 月と 11 月の交通死亡事故多発警報の期間中にラジオ・新聞等による広報啓発を実施したほか、県警・市町・関係機関団体と連携して、交通死亡事故の抑止に取り組んでおります。平成 30 年度につきましては、年 4 回の交通安全運動をはじめ、年間を通じての県民運動を推進して、交通安全意識の高揚を図ることとしております。また、交通死亡事故が連続して発生し、交通死亡事故多発警報の発令が懸念される場合におきましては、迅速な広報啓発を実施し、早期の交通死亡事故の抑止を図ることとしております。なお、平成 30 年度の成果指標につきましては、事業の目的内容に直結するように見直し、前年度の交通安全運動期間中の交通事故件数以下を新たな目標としております。

平成 31 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、5 ページをご確認ください。事業構築の視点 に着目しまして、交通事故が多発した場合には緊急の対策を講じて、交通死亡事故の抑止を図っていくこととしておりますので、改善と評価しております。

以上で「交通安全運動推進費」の説明を終わらせていただきます。

次に、「交通安全指導員等育成費」についてご説明いたします。お手元の事業群評価調書 2 ページをご確認ください。本事業は事業群の取組項目 の「関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進」に寄与するために実施する事業となっており、中核事業と位置づけております。本事業の平成 29 年度の実施状況につきましては、補足説明資料の 19 ページをご確認ください。この事業は子どもや高齢者等の交通弱者の安全な通行の確保を図るため、街頭指導、安全教育、広報活動に従事している交通安全指導員を設置する長崎県交通安全協会に対し、関係市町とともに補助金を交付し、交通安全指導員を育成し

て、交通安全を推進するものでございます。また、市町が委嘱している交通指導員に対しては、県が統一的な交通安全指導教育を行い、地域における交通安全思想の普及、及び交通安全活動の効果的推進を図ることを目的としております。平成２９年度の実施状況につきましては記載のとおり、交通指導員、市町交通安全指導員の育成等に取り組んでおります。

事業の成果につきましては、幼児、児童、高齢者への交通安全教育、街頭指導、交通安全のための広報活動などを実施したことにより、歩行者の安全確保及び県民の交通安全意識の高揚が図られ、平成２９年中の子どもの交通事故死者数はゼロになっております。平成３０年度につきましては、子どもや高齢者等の安全のため、交通安全指導員による交通安全活動の推進を図り、特に交通事故死者数の多くを占めている高齢者を交通事故から守るため、高齢者への交通安全教育指導を充実させることとしております。平成３１年度に向けた本事業の見直しの方向性については５ページをご確認ください。事業構築の視点に着目いたしまして、交通事故死者数の多くを占めている高齢者を交通事故から守るため、高齢者の交通安全教育、指導をさらに充実させることとしておりますので、改善と評価しております。以上で「交通安全指導員等育成費」の説明を終わらせていただきます。

最後に、「交通安全母の会育成費」についてご説明いたします。お手元の事業群評価調書２ページをご確認ください。本事業は事業群の取組項目の「関係機関団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進」に寄与するために実施する事業となっております。本事業の平成２９年度の実施状況につきましては、補足説明資料の２３ページをご確認ください。この事業は地域における交通安全活動の充実・強化を図り、交通事故のない明るい社会づくりに寄与するため活動している交通安全母の会の育成指導を行うことを目的としております。平成２９年度の実施状況につきましては記載のとおり、交通安全母の会の活動が効果的に推進されるよう、長崎県交通安全母の会連合会に補助金を交付しております。交通安全母の会が実施した主な事業としましては、交通安全指導者研修会、九州ブロック交通ボランティア講習会への参加のほか、交通安全キャラバン、三世代交流事業、高齢者世帯訪問事業などを実施しております。事業の成果につきましては、交通安全母の会に対する育成指導の強化及び活動の活性化を図ることによって、子ども、高齢者等の交通事故防止に寄与しており、平成２９年中の子どもの交通事故死者数はゼロとなっております。平成３０年度につきましては、地域に根差した交通安全教育と積極的な交通安全活動を実践している交通安全母の会の育成指導を行い、九州ブロック交通ボランティア等講習会の本県

開催の支援、交通安全指導員研修会、交通安全キャラバン、高齢者世帯訪問活動を実施していくこととしております。平成31年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、6ページをご確認ください。交通事故から県民の生命を守るため、無償で献身的なボランティア活動を行っている交通安全母の会を育成するとともに、県内の組織の活性化に取り組んでいる交通安全母の会連合会の役割は重要でございます。今後も本事業を継続していく必要がございますので、現状維持として評価しております。

以上で「交通安全母の会育成費」の説明を終わらせていただきます。

(事務局)

1つ目のパートの6事業の説明が終わりましたので、質疑をよろしくお願いします。

(堀内委員長)

それでは、今ご説明いただきました事業について、質疑応答に入りたいと思います。何かございましたらお願いします。

(小西委員)

相当システマティックに評価をする形になっていますので、全体としてはよくわかるご説明だったと思うんですけど。まず、シンプルな質問なんですけども、事業群の所管課にあたるところが交通企画課なんですね。警察本部の交通企画課で、それに協力する形で県民生活部の交通・地域安全課と土木部の道路維持課と、また警察本部の運転免許管理課と交通指導課と、幾つかに分かれていて、しかもその警察本部と県庁の行政部門といえますか、というのに分かれていると。そうすると、所管課たる交通企画課としてこの事業群を推進する上で、これだけの課と連携して事業をしているというようなことというのは常日頃から何か意識することってあるんですかね。こういう調書を書くときに確かにそういうことになってるんだよねっていうのは、調書を書くときにはそういうことは意識するんだけど、普段からあまり意識することはないんでしょうか。そこがある意味重要なところなんですけど、どういうふうにお考えでしょうか。

(交通企画課)

そもそも交通安全対策といいますのは、交通安全対策基本法に基づきまして、国、地方

公共団体が実施しております。その中で警察としましては、様々な指導や取締りなどを含めた安全対策を進めていくことにしておりますが、進めていく中で、県・市町と常に協力しながら、業務分担などを行い進めています。各対策については、警察だけで進めているわけではなく、常に手を取り合って相談しながら物事を解決に向けて進めております。

（小西委員）

ありがとうございます。そこがまさにポイントだと思うんですけど、それを常に連絡しておられるということはそうだろうと思うんですけど、それをどういう形でというんですかね、場でというんですかね。どういう姿で連携をするという形を取っておられますか。

（交通・地域安全課）

交通安全対策基本法で長崎県では長崎県交通安全対策会議というのを作っております。これが対策会議で作った資料でございますけども、第10次長崎県交通安全計画というもののなんですが。これは、県知事を会長といたしまして、教育長、県警本部長などを含めまして委員28名で構成している会議になっております。それで、各実施機関というのは幹事会ということでさせていただいております。交通安全運動の実施計画を作ったりとか、交通安全運動をやるとかというときには、また別の交通安全推進県民協議会というのがございますが、そういう会議を重ねまして、この交通安全についてのそれぞれの立場での実施ということをやっております。

（小西委員）

今、言われたところが調整の場になってるということですか。計画を作るところと、その作った計画を進行・管理していくところと、計画作るときはその会議なんだろうと思うんですけど、進行・管理するのもその会議でやってるんですか。進行・管理はまた別でやってるんですか。

（交通・地域安全課）

同じです。

（小西委員）

同じところですか。それは毎年開かれてるものなんですか。

(交通・地域安全課)

はい。

(小西委員)

なるほど、わかりました。1つやっぱり事務局にお願いがあるのは、今、法律が出てきましたですけど、この事業はそもそもの法令に基づいてやっているかっていうのが説明の中には出てきたんですけど、説明資料には出てこないんですよ。やっぱり、どの法令に基づいて行っているっていう説明はどうしてもいるよなと思うのと。何となくわかるんですけど、どういう役割分担しているかですね。県警本部と県民生活部とどこかは何となくわかるんですけど、県民生活部と県警本部がどういうふうに役割分担してるのかというと、市町村は、その説明の中で多分この事業は市町村に投げてるんだよねとかっていうのはわからなくはないんですけどね。どういうふうに役割分担しているというのが全体的によくわからないんですよ。県警本部と県民生活部の切り分けはどういう考え方で行っているんですか。

(交通・地域安全課)

まず切りわけですけども、警察につきましては、当然、安全教育だとか、事件の捜査、交通の取締りだとかそういうものがございます。信号機の設置だとか横断歩道の規制、交通規制の関係とか、免許の関係とかですね。そういうところがございます。警察の方としてはそちらの分野の方でやっていただきまして、その中で、県や市町など、そういうところとの連携というところを図っていただいております。県といたしましては、先ほどお示しをしました第10次長崎県交通安全計画を策定いたしまして、毎年、会等を重ねてその都度、実施計画を作っております。その中で、各市町、関係機関、団体と連携を図りながら交通安全計画の推進と、あと先ほどお話しした県民運動ですが、これも県の方でやらせていただいております。先ほど市町ということでお話があったんですけど、市町につきましては、地域の実情に応じた交通安全対策を推進するために地元の警察署、関係機関などと連携した、地域の特性に応じた広報啓発活動や道路環境の整備だとかそういうところを行っていただいております。

(小西委員)

今おっしゃることはよくわかるんですけど、伺いたかったことは、県警本部の交通企画課が行っている交通安全教育推進事業の内容と、県民生活部が行っている、今日ご説明いただいた事業とのすみ分けがよくわからないんですよ。なんでそこ、どこをどういう考え方ですみ分けてるのかというのが、「なくそう！高齢者交通事故」総合対策事業」と「交通安全教育推進事業」というのが、何でこっちは県警が行って、何でこっちは県民生活部が行うのかっていうところが何となく伝わってこないんですよ、説明から。どこで切り分けてるんですかねっていうのがよくわかんないんですけど。事業の性格からいうとこれは当然県警で、事業の性格からいうとこれは県民生活部で行うんですというのが何となく伝わってこないんですけど、どこが違うんですかねっていうことですよ。一番伺いたいのは。

(交通企画課)

事業の区分としてはこのような分け方になっておりますが、仕事はどのように行っているかといいますと、「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業」は県だから警察はタッチしませんじゃなくて協働してやっている、このような内容でございますので、事業群で分けますとこうなっておりますが、それぞれ協働をして事業を進めているとご理解いただければと思います。

(小西委員)

それはわかるんですけどね。それはわかるんですけど、逆にそういうと、どうして所管を、どういう考え方で所管を分けておられますかねということですけども。それ多分何か法令上の違いとか、多分事業の中身が大分違うんだらうと思うんですけど、そこが伝わらないんです。ただまあ、そのことと評価とどこまで関係あるかというところは、もうこの辺でやめます。多分、大きく事業の内容としては違うんだらうと思うんですけどね。

(事務局)

役割分担の整理というか、先ほどおっしゃった法令に基づいて何かあるのか、それとも内規で何か決めてるのかとかですね。そういったところの整理がわかるものを少し資料として出していただけたら、もう少し理解が進むのかなとは思っておりますけれども。

(小西委員)

多分ですね、1 番の事業は非常に規制的な事業で、2 番以下の事業は実質的に意識を高めましょうというようなあり方をしている事業で、そのアプローチが違うから当然所管課が違うんですっていうその説明だと、わかりましたってなるんです。ですから、2 回目までの間に事務局との間で意思疎通を図っておいていただいたら、いいんじゃないかと思います。

(事務局)

そうですね、2 回目で説明ができるようにしたいと思います。

(堀内委員長)

はい、よろしくお願いします。ほかに。

(芹野副委員長)

1 番目の「交通安全教育推進事業」の中で行われていらっしゃる安全教育って具体的にどんなものをされていらっしゃるのでしょうか。7,000 回されてるっていうことだけど、こういった規模のこういった場所でどのような内容でというのを少し、もうちょっと具体的に教えていただけますか。

(交通企画課)

具体的には参加体験型の交通安全教育ということでさせていただいているところですが、例えば、安全教育車というのを県警の方で持っております。セーフティキャッチ号というのですが。これにはドライビングシュミレーターがありまして、運転の体験をできる。こういうのを使いまして、例えば老人会クラブに活用しております。

(事務局)

委員のお答えに沿えるかわからないですが、資料の補足資料 10 ページをご覧くださいれば、そこに交通安全教育の内容というのを簡単に状況として説明をさせていただいております。

(芹野副委員長)

ああ、なるほど。私がお伺いしたのは、例えば、小学校に出向いて小学校のクラスごとに何かやってらっしゃるとか、もしくは老人ホームなりの施設に出向いてこういったグループを対象にしてるとか、もしくはなんか免許の講習のときとかに、そのときにされてらっしゃるのかっていう、どんな7,000回なのかなっていう。1回1回が違うのか、同じものを繰り返されてらっしゃるのかということなんですけど。

(交通企画課)

今おっしゃった中で言いますと、学校に出向いてとかいうことももちろんございますが、運転免許更新であるとか、安全運転管理者講習は省きまして、純粋な交通安全教育の実施回数ということになります。

(芹野副委員長)

単純に割ると、7,000回で40万人ですから1回50から60人ぐらいはされてるということになるんで、どういう対象なのかなっていうことと、それをお伺いした上で、ちょっと40万人っていう目標値が基準年からの算出だと思うんですけど、果たして目標として40万人をずっと続けていくことがこの事業としての目標値としてはどうなのかなというのはちょっとお伺いしたいなと思ったんですけど。

(交通企画課)

この40万人は、過去平成22年からの5年間の平均値でございます。というのが、前回の第9次の計画のときは35万人という目標にしていたのですが、その中でその5年間で平均しますと40万人でありましたので、次の5年間は40万人で設定しています。

(芹野副委員長)

なるほど、わかりました。加えてもう1個いいですか。これ2つの、警察の中ともう一つは県の中で2つの課が同じような全体目標を掲げてされているんですが、交通・地域安全課の成果指標はどちらかというと自分たちがやったことに対して交通事故の結果とか、死者数がどうだっていう目標を掲げられてるのに対して、県警本部の交通企画課の方は自

分たちのやった回数とか、参加した人数といったものを成果指標としてあげてらっしゃって、この成果指標の捉え方が結構違うなという感じがするんです。どちらがいいということではなくて、そういったもののすり合わせとかがってというのは必要ないんでしょうか。

質問の意味がわかりませんでしたか。同じようなものを取り組まれてて、最終的には多分交通事故がゼロだったり、死者数がゼロだっていうことなんですけど、通常は1つの講習会を開いてそれが導かれるということはないわけですよ。いろんなものをたくさんやった、膨大な計画の結果がそういったものであるべきだと思うんですけど、県の方は割とそういったものをストレートに成果指標として掲げられてるのに対して、警察さんの方はそうでもないんですけど。どっちが正しいとかいうことでなくて、この成果指標の立て方っていうことに大分視点が違うなっていうのを感じるもんですから、そういったことのすり合わせとかをされたり、もしくはどういう視点で取り組むべきなのかっていうところは、ちょっとお考えをお聞かせいただければなと思うんですけど。

（交通企画課）

目標を立てるにあたりまして、交通安全教育の受講者数を立てています。一方、交通事故の抑止というところで死亡者数を34人以下にするという目標があります。目標に向けて、県と県警が一緒に取り組んでいるところでございます。

（芹野副委員長）

わかりました、すみません。じゃあ逆に県の交通・地域安全課の方々は成果指標がストレートにそういう結果を出されているのは、ちょっと自分たちがされている活動からすると遠い成果かな、遠いというか、それだけで達成できる成果じゃないような指標に思えるんですけど、それでよろしいんですか。

（交通・地域安全課）

そうですね、例えば交通事故死者数となると、例えば県警だとかそういうところも含めてという話でしょうか。

（芹野副委員長）

いろんな、2番から6番の項目を色々出されてらっしゃるけど、1つの項目でこの成果

が出るような指標じゃないもんですから、成果としては、もうちょっと手前に何か自分たちのやった事業に対して、見えるような成果指標の置き方をした方が事業の取り組みがしやすいんじゃないかなって感じるんですけど。

（交通・地域安全課）

例えば「「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業」ですけども、前年までは高齢者死者数ということで全体の死者数を捉えていたんですけども、本年はやはり、先ほどおっしゃられたように事業の内容だとか目的に直結するようにということで、運転者に着目した死者数を抑止しようということで10人以下ということで、目標をたてさせていただいています。

（小西委員）

こうして見たときに、確かにこここの設定が、整合性がどうかとかいうのもありますし、この事業がこれですかと、この事業のアウトプットがアウトカムがこれですかっていうのはあるんですけど、全体として見たときにはいい感じかなというふうにも思うんですね。トータルで見たときには、1対1の事業で見たとき、そこはそのこの事業に対するアウトカムは何かというふうに、我々があまり責めない方がいいような気もするんですけど。むしろ委員間のやりとりとしてあれだけ。

（芹野副委員長）

もちろんその結果的に交通事故数が減ったりするというのが喜ばしいことなんで、それはもうそれでいいんじゃないかなとは思いますが。ただ、この表だけ見ると、先ほどの横の連携も含めたところがどうなのかなとちょっと疑問に感じたものですから。

（小西委員）

芹野委員のおっしゃってられるのも、全体としてトータルで交通事故をなくそうという意識をもってくださいと、もっていただけてますよねという確認ですかね。そのときに、こうやって1ページ、2ページ開けたときに、ここの成果目標の設定の仕方とここの成果目標の仕方が微妙に違うというようなところもこの際意識いただいて、さらに連携を深めていただければありがたいですっていうことをおっしゃっておられるとすれば、私もそう

思いますので。さらに連携を深めるというようなことをお願いしたいというふうに思います。

（山中委員）

いいですか。今のに近いんですけど、1番の「交通安全教育推進事業」の県警の分の指標としては受講者数、それはそれで教育事業なのでいいと思うんですけど、これは、全体の事業群の指標になったのはなぜかなというのは一番最初に思ったんですけど、事業群全体の指標が1番の交通安全教育推進事業の指標がそのまま事業群の指標になってきているので、これを選んだというか、これになったのがちょっと。この1番のそれぞれで、各事業で見るといいんですけど、全体の事業群で受講者数っていうのがまずくと「えっ」っていうふうに最初思ったので、これがなぜこの数っていうのになったのかなっていうのがちょっと。今のに大分関連するのであれですけど。

（交通企画課）

交通事故の抑止が最大の目標でございます。交通事故の抑止を図っていく上において、やはりサイクル的なものがございまして、教育があり、指導があり、取締りがあるというところでございます。免許、行政についてもしっかりでございます。その最初のところの部分、教育をしてマナーの向上を図るということで事故を抑止するということで、一番最初のとっかかりである、交通安全教育の受講者数を目標としてあげています。

（山中委員）

そういう意味でそこにもってきたということで、一番最初ということで。

（交通企画課）

はい。

（堀内委員長）

まだございますか。よろしいですか。今、小西委員が申しましたように、全体として捉えるということは必要なんでしょうね。評価ということが細かく調書にしていくと、やはり数字のおき方とか区分けでちょっと無理がもしかしたらあるかもしれませんね。ですか

ら、大きなところで評価をしていくってということで、例えばこのようなテーマについては、個別のところの指標とかあまりこだわらずに全体として大きな目標、交通事故の犠牲者をなくしていく、そのなくしていくってことが明確に出て、それを受けてのそれぞれの取り組みがなされていけばいいかなっていう気もしますので。

次に移ってもよろしいですか。では、お願いします。

（事務局）

それでは、2つ目のパートの7番からでございます。まず、7番目の交通安全確保業務について、県の道路維持課の方から説明をいたします。

（道路維持課）

道路維持課でございます。事業番号7番「交通安全確保業務」についてご説明をいたします。事業群評価調書3ページ及び補足説明資料の25ページをあわせてご覧ください。本事業は事業群の取組事項「関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進」の部分に寄与するために実施するものでございます。

事業の概要としましては、県が管理いたします国道、県道につきまして、道路交通の安全確保、健全な道路環境の確保のために交通安全対策及び不法占用傍受目的とした道路パトロールを実施するものであり、あわせて、制限値を超える特殊車両の通行許可申請に対する審査を行っております。事業につきましては記載のとおりでございます。平成29年度につきましては、県央振興局及び県北振興局におきまして嘱託職員を各1名ずつ計2名を配置し、道路パトロールにつきましては県央振興局で年に32回、県北振興局で年に43回を実施しております。不法占用物件を発見した場合はその時点で直営で撤去、または撤去困難な場合は文書等で撤去指導を行っております。また、特殊車両通行許可審査につきましては、県央振興局では453件、県北振興局では570件の審査を行いました。この事業の成果につきましては、交通安全対策パトロールにより不法占用物件に起因する事故の発生を未然に防止しており、また、適正な特殊車両の通行許可審査を行うことで、健全な道路交通の安全確保に寄与しているところでございます。平成30年度は年36回のパトロール、月に3回ぐらいありますが、パトロールを実施することを活動指標としております。特殊車両の通行許可審査におきましても、適正な審査に努めているところでございます。

事業群評価調書の6ページをご覧ください。平成31年度に向けた本事業の見直しの方
向につきましては、今後も道路交通の安全確保を図っていくためには適正な維持管理が不
可欠でございます。現状維持と評価させていただいているところでございます。

以上で説明を終わります。

(事務局)

次に「交通安全施設整備事業」について、警察本部の交通規制課からご説明をお願いい
たします。

(交通規制課)

交通規制課から、最初に「交通安全施設整備事業」について概要を説明いたします。資
料ですが、事業群評価調書の3ページをご参照ください。事業番号8番、取組項目、ま
ず事業の取り組みとの関連ですけれども、これは取組項目「交通環境の整備」の部分に
寄与するために実施する事業であります。この事業は交通事故抑止及び交通の円滑化を目
的とし、具体的には交通量の多い都市部においては交通量等の情報を収集し、変化する交
通状況をあわせた信号制御や交通情報の提供を行い、交通の円滑化を図る交通管制システ
ムの整備、その他の地域においては、信号機、音響信号機等の整備及び速度規制、横断歩
道一時停止等の交通規制を実施するための道路標識及び道路標示の整備を行っております。
平成29年度の事業実施状況であります。これまで整備した施設・機器等の老朽化に伴
う更新が大半を占めており、これらの機器の故障または老朽化による倒壊等が発生すると
交通に多大な支障を生じることから、施設・機器の適正な維持管理を主に実施するととも
に、県民からの要望や道路の新設、学校の統廃合等による交通状況の変化にあわせて、新
たな交通規制に伴う道路標識、道路標示及び信号機の設置等を行っております。なお、こ
の成果指標としましては、信号機を設置した箇所において、設置前その後の6カ月間と人
身事故の件数を比較して、設置前以下の件数とすることを目標としております。平成29
年度には9基の信号機を設置しておりまして、設置前は6件の人身事故が発生してしま
いますが、設置後の件数につきましては、平成30年3月ごろに設置したこともありますので、
まだ6カ月経過してないということもありますから、調査中とさせていただいております。
平成30年度においては、同様の方針に基づき整備を行うこととしております。信号機の
新設については8基を予定しております。

続きまして、事業群評価調書の６ページをご参照ください。平成３１年度も引き続き、老朽化等の更新とあわせて、道路の新設改良及び県民からの要望に基づき、交通管制システムの高度化、信号機の新設や改良、横断歩道の整備等を行い、安全・安心な交通環境の整備を図る必要があることから、見直しの方向性につきましては、現状維持として評価しております。

以上で説明を終わります。

（事務局）

次に「運転免許行政の推進事業」について警察本部の運転免許管理課からご説明をお願いします。

（運転免許管理課）

運転免許管理課から「運転免許行政の推進事業」について概要を説明いたします。資料ですが、事業に関する補足説明資料の２９、３０ページをご覧ください。まず、事業群の取り組みとの関連ということではありますが、本事業は事業群の取組項目「交通環境の整備」の部分に寄与するために実施する事業となっております。本事業の平成２９年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明申し上げます。２９ページをご覧ください。この事業は運転免許行政を通じて、運転適性を欠くものを発見し、法の定めに従った行政処分を行うことで、安全な交通環境を整備することを目的としており、運転免許行政全般を適正に推進しております。具体的に平成２９年度の実施状況でございますが、運転免許新規取得者に対する各種試験や運転免許更新時における更新時講習、一定の病気を保有する運転者に対する運転適性相談を継続をして実施してまいりました。特に、運転適性相談については平成２９年３月に道路交通法が改正され、高齢運転者対策が強化されることとなりましたことから、平成２８年４月に看護師資格を有する運転適性相談員２名を運転免許試験場に配置するなど、運転適性相談を受ける体制を強化し、法改正に適正に対応してきたところでございます。これらのことから、この事業の成果についてでございますが、補足説明資料３０ページに記載しておりますとおり、平成２９年度中９４６件の運転適性相談を受け、２００件について運転免許の停止、取り消しの行政処分を執行し、安全な交通環境の維持に寄与したところであります。このように平成２９年度は、法改正による高齢運転者対策に力を入れて事業を推進し、認知症により運転適性を欠く高齢運転者に対しては、

免許証の自主返納を進めてまいりましたが、中には自主返納後の生活に不安を抱える高齢者がいらっしゃるかと考えております。そこで、平成30年度は認知症により免許証を自主返納されたり、免許取消となった高齢者を対象として、市町と連携した情報共有と対応に取り組む、同意書引継制度を8月の1日から実施しております。以上で説明を終わります。

（事務局）

それでは、10番目の「交通秩序の維持事業」について警察本部の交通指導課の方からお願いいたします。

（交通指導課）

交通指導課から、「交通秩序の維持事業」について概要説明いたします。資料ですが、お手元の事業群評価調書3ページと事業に関する補足説明資料31ページをご参照ください。まず、事業群の取り組みとの関連でございますが、本事業は事業群の取組項目の「交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持」の部分に寄与するために実施する事業となっております。なお、本事業群の取組項目の中で本事業は中核事業と位置づけております。本事業の平成29年度の実施状況につきましては補足説明資料でご説明申し上げます。31ページをご覧ください。この事業の目的でございますが、この事業は交通指導取締り等による交通秩序の維持を目的としており、地域の交通実態や交通事故発生状況を十分に分析し、取締り時間、場所、体制等の取締り計画を検討した上で飲酒運転のほか、無免許運転、著しい速度違反、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点をおいた交通指導取締り等を実施しております。具体的には、平成29年度までの実施状況でございますが、記載のとおり交通実態や交通事故発生状況を分析した上で、交通秩序の維持に資する交通指導取締りを推進した結果、交通事故発生件数が減少しております。なお、平成29年度の実績を踏まえ、平成30年度においても交通実態や交通事故発生状況を分析し、県民の要望を踏まえて、交通事故多発時間帯、場所において、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点をおいた交通指導取締りを推進しているところです。

事業群調書の6ページをご覧ください。平成31年度に向けた本事業の方向性につきましては、事業構築の視点として特に指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているかに着目し、

改善と評価しております。改善と評価したい理由は、交通指導取締り等の効果をさらに高めることを目的として、交通情勢等の変化に応じ、取締り等の方針を定期的に見直すためであります。

以上で説明を終わります。

（事務局）

これでこの事業群のすべての事業についての説明を終わりましたので、質疑をお願いいたします。

（堀内委員長）

じゃあ、2つに分けていきましょう。今、ご説明いただいた4つの事業についてまず質問等を、その後全体を見渡しての質疑応答にしましょう。

まず、今ご説明いただきました4つの事業について、何かございましたら、お願いいたします。

（小西委員）

よくわかりました。ここは、役割分担が非常にはっきりわかりました。

（芹野副委員長）

ここは別に。

（小西委員）

土木がやるんだとか、ここは県警、確かにこれは県警でないとできないとかですね、よくわかりました。

（堀内委員長）

私から、1つだけちょっと教えていただければと思いますが、事業番号の8番と10番それぞれで、8番の例えば6ページでは、県民からの要望等によって信号設置というのがある、それから補足の31ページのところですか、10番の分で県民の要望を踏まえて取締りをしていくと。そのあたりの県民の要望というのはどのように把握されているんでし

ょうか。実感としてちょっとよくわからなかったものですから、教えていただければ。

（交通指導課）

悪質な違反については110番がかかってきたり、あとは苦情とか相談という形で警察の方に通報がありまして、それに対応します。

（堀内委員長）

そういうデータを基にしてってということですかね。信号機はいかがですか。

（交通規制課）

信号機の場合は、地域の自治会等から警察署の方に情報がいきまして、警察署の方から審査して、これは必要だなということを交通規制課の方にあげてくるという形でとられております。

（堀内委員長）

では、原則としては地域からの。

（交通規制課）

地域住民からの要望が最終的には交通規制課の方という。

（堀内委員長）

はい、わかりました。よく、個人的な体験としては、例えば夜中にタクシーに乗って帰ると、信号がいくつもあってメーターがががが上がるんですよね。赤で、車は通ってないんだけど。運転手さんがここは信号いらなのによって、私に言われても困るなと思うんですけど、その県民からの要望っていうのはどんなふうに反映しているのかなという。例えば、信号機いらないうの、ここはどうだろうっていう見直しなんかも含めてですか、それは。それもやはり地域からでしょうか。

（交通規制課）

見直しもですね、例えば、最近特に少子化とかありますよね。そうしますと、学校の統

廃合というのが進んでおります。特に地方で都市部でもありますけれども、そういうところにつきましては、統廃合されたところで通学路が変更になったとか、そういうところもありますので必要性、緊急性が低下した部分につきましては、住民の方、自治会等に説明をして同意を得た上で信号機の撤去ということもあわせてやっております。

（堀内委員長）

ああそう。ありがとうございます。

（芹野副委員長）

1 ついいですか、すみません。外国人観光客等がふえてきているので、外国人の違反者であるとか、例えば、外国の方が交通のいわゆる標識がわからないとかっていうことがあるように聞いてますけど、そういったものの対応ってというのはどのように、ここでいうと 8 番の項目の整備事業の中に何かお考えがあられるのか。また、同じ取り締まる立場の方々に外国人が違反をした場合はどうなってるのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

（堀内委員長）

いかがでしょうか。

（交通規制課）

オリンピックを機に、道路標識で例えば、「止まれ」の下に英語で S T O P。長崎もあるそうです。ということで、日本語、例えば、一例ですけど、止まれの下に英語で S T O P って書いたような標識をつけるということを全国で法改正で実施するようにしております。

（芹野副委員長）

その例えば普及率であるとか、県別の進み具合とかってというのは何かデータ、お調べとかされてらっしゃるんですか。

（交通規制課）

把握してないですね。

（ 芹野副委員長 ）

もしくはいついつのどこまでにこんだけっていう目標とかはあられるんですか。

（ 交通規制課 ）

まだ、いついつのどこまでっていう具体的な数値というのはまだ。

（ 芹野副委員長 ）

あと、先ほど申し上げた外国人の違反者が出た場合の対応等々はどうなっているんでしょうか。

（ 交通指導課 ）

基本的に交通指導取締りにつきましては、外国人、日本人ということで対応を区別することはありません。日本語を話せる外国人であればいいんですけども、日本語を返せない外国人については通訳等を派遣しまして、説明して日本人と同様に交通反則切符で処理したり、あと、悪質な違反については検察庁に送致しており、問題になるようなことはございません。

（ 芹野副委員長 ）

ある程度じゃあ言葉の通用するような方がいらっしゃるということでもいいんですか。中国語、韓国語。

（ 交通指導課 ）

そうですね。警察官も外国語を話せる警察官を採用しており、あとは全くわからないときは外部の通訳人を委託してやっておりますので、今のところ重大な支障が出たという話は聞いておりません。

（ 堀内委員長 ）

よろしいですか。ほかにございますか。特にないということであれば、全体ですかね。事業全体を通して、質問とかあれば、はい、お願いいたします。

(小西委員)

これは、事務局にお尋ねしたいんですけど、5ページ6ページですね。1つは非常にいいなと思ったのは、見直し区分で改善がたくさんあって、改善っていうのはなかなか書きにくかったのが、何とか改善って書いていただこうと思って、それですべてできたってわけじゃないですよとか、一所懸命去年まで言ってたように思うんですけど。ことしの場合現状は決して悪くないんだけど、しかしやるべきことはまだまだあるのでそこはもうむしろ改善なんだというふうに書いていただいて、これは非常によくなったと思います。これ本当によくなったと。これがもう1つやっぱりずっと大事な部分だったと思うんですね。改善って書くと何か自分たちに非があるっていうような感覚をもつ必要はないっていうようなことをずっとお伝えしてて、改善が出てきてよかったと思います。ご説明聞いてても、ある意味で自信をもって改善と言っておられると、現状我々別にやるべきことやってるけども、でもこれで終わりじゃないからというので、よかったと思います。それが1点ですね。もう一つは、事業構築の視点のところですね。「 」と「—」ですよ。ただ下には から まであって、必ずしもこれ 以外のところでも評価できるんじゃないかという気はあるんですけど、これ にしてくださいって別にお伝えしてるわけじゃないんですよ。 以外の観点で見直しの方向を書かれた方がいいんじゃないかと。全部が なんですかねっていうのは思うところがあって。そのあたりは別に事務局との間で事前に精査をするということはしておられないんですか。

(事務局)

ヒヤリングをさせていただいてるんですけども、そこについては評価をした事業課の判断を尊重はしているところでございます。

(小西委員)

これ、 とか複数でもいいんですか。

(事務局)

これは複数でも大丈夫です。

(小西委員)

複数でもいいんですか。そうすると、今年度についてはこれで決して異論はありませんということで申し上げますけど。　なんかが最初の前半の、私が申し上げたかったことなんかは、むしろ視点　で、政策間連携、事業群としてのリーダーの明確化による整理ができていくかで、この場合は県警本部の交通企画課が所管課ですので、一番の事業については　の観点でこうだけど、　の観点でもこういうことを取り組んでますというふうに書いていただいた方がさらに調書としてはよくなると。次年度以降として、そういうことを少し考えていただくと、特に所管課事業については　とか、それから県民生活部の仕事の中に当然　の県と市町の役割分担とかの部分がありますので、できるだけここは少しバラエティがあった方が次年度以降いいんじゃないかというふうに思います。

(堀内委員長)

ありがとうございます。ほかに何かございましたら。

(交通企画課)

ちょっと2点補足説明を。事業のすみ分けの部分でご質問がございましたが、基本的な考え方は、我々警察は警察法や、道路交通法に基づいて対応を実施しています。一方、県の方は最初申し上げました交通安全対策基本法に基づいて市町との連携しながら対策を実施しています。最終目標は同じところの死亡事故の抑止ということでございます。もう1点は外国人の違反とか事故とかについての話がございましたが、外国人の旅行者につきましては、レンタカーを使用される場合が多いので、レンタカー各社に対してチラシを配布して注意を呼び掛けております。離島の対馬には、直行の国際便がございまして、こちらでは自転車で上陸される方が多いようです。地元の警察署の方では、自転車で上陸される方にチラシを配るなどして、事故の防止を呼び掛けております。

(芹野副委員長)

ありがとうございます。

(事務局)

役割分担についてはもう一回、2回目のときに整理したものをご説明するように、改め

て必要と思いますので、よろしくお願いします。

（小西委員）

やっぱり、違う法令に基づいてやっているの、そこで自ずとすみ分けになってるんです。その説明で、一発でOKだったと思いますよ。むしろ、事務局として根拠法令を明示するということがあった方がいいというふうに申し上げたことで、基本、むしろそこじゃないかと思います。

（堀内委員長）

ほかに何かありましたら。よろしいですか。なければ、この事業群に関する質疑応答は終わりました。ありがとうございました。

【審議対象事業群】

基本戦略 9 快適で安全・安心な暮らしをつくる

施策 (4) 災害に強く、命を守る県土強靱化の推進

事業群 総合的な防災、危機管理体制の構築

(堀内委員長)

それでは、審議を再開します。よろしくお願いします。

(事務局)

それでは、2つ目の事業群であります「総合的な防災、危機管理体制の構築」について、事業群を所管課である危機管理課の方から概要説明をお願いいたします。

(危機管理課)

事業群「総合的な防災、危機管理体制の構築」について、危機管理監、土木部、福祉保健部の所管でございますけれども、危機管理課の方から概要をご説明させていただきます。資料でございますけれども、お手元の事業群評価調書1ページと別冊審議資料、長崎県総合計画抜粋資料の7ページをご参照いただきたいと思います。

本事業群は新総合計画において戦略9の「快適で安全・安心な暮らしをつくる」の施策(4)「災害に強く、命を守る県土強靱化の推進」の中に位置づけられております。この事業群についての取組内容は、評価調書1に記載のとおりで8項目ございます。この事業群を代表する指標として、「地域・職場の防災の担い手となる防災推進員の新規養成者数」という項目を設定し、最終年度である平成32年度に年間で120人にするという目標を掲げ、これは毎年度120人達成というものでございますけれども、地域防災力の向上という観点から8個の事務事業をそれぞれ実施しております。現在の事業群の進捗状況につきましては、指標としては順調としております。これは近年、全国的に大きな災害が発生しており、防災に対する関心が高まっている中で、防災推進員養成講座の回数を年2回から3回に拡充し、また講座を開催した地域においては、地域防災組織率が向上していることから、一定の効果があらわれているものと分析をしております。

それでは、本事業群の取組項目についてご説明いたします。これらは2.「29年度取組実績」に記載しておりますが、事業内容につきまして、資料の6ページ「総合的な防災、

危機管理体制の構築」でご説明したいと思います。主要事業 のところに8つの項目「総合防災情報ネットワークシステム事業」「雲仙岳噴火災害対策事業」「防災ヘリコプター運航事業」「防災行政無線整備・維持管理事業」「自主防災組織結成推進事業」「河川砂防情報システム維持管理費」「砂防情報システム維持管理費」「災害福祉広域支援ネットワーク事業費」の事業がございますが、事業内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。なお、本ページに事業群と事務事業の関係や、事務事業同士の関連づけ等について説明を備えておりますので、この後、個別の事務事業を順にご説明する際にご参照いただければと存じます。

3ページに戻っていただき、事業群評価調書をご覧ください。3.「実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」のところがございますが、本事業群の取組全般を総括して、実績を検証しましたところ、活動指標、成果指標の目標があるところは、すべて達成をしております、全体としての取り組みは、おおむね順調となっております。

4ページには4.「30年度見直し内容及び31年度実施に向けた方向性」を記載しております。現状を踏まえ、必要な改善を行いながら、見直しを検討しておりますが、個別の事業の検証につきましては、後ほど順にご説明させていただきます。以上で事業群に関する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

（事務局）

続きまして事業群を構成する事業についての説明になるんですけども、まず危機管理課分で1つの区切りをして、その後は質疑を受けた後ということでやっていきたいと思っております。

それでは「総合防災情報ネットワークシステム事業」から5つの事業について危機管理課の方からご説明をお願いします。

（危機管理課）

それでは引き続きまして、危機管理課から5項目通しで、まずご説明をさせていただきますと思います。まず事業番号1「総合防災情報ネットワークシステム事業」についてでございます。資料でございますが、お手元の事業群評価調書1ページと、事業に関する補足説明資料7ページをご参照ください。

まず事業群の取組との関連でございますが、本事業は事業群の取組項目（ ）「24時間体

制の警戒・監視体制、総合防災ネットワークシステムの維持」の部分に寄与するために実施する事業となっております。本事業の２９年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明いたします。７ページをご覧ください。この事業は平素における防災知識や災害時における緊急情報等をわかりやすく提供し、迅速かつ的確な防災情報の提供機能を強化することを目的としており、インターネットのホームページ（長崎県総合防災ポータルサイト）で提供をしているところでございます。２９年度の実施状況でございますが、活動指標としているサイトの更新回数については５２回、成果指標としているアクセス件数につきましては１１万８，５６７回となっております。活動指標の実績につきましては、前年度より災害発生件数が減少したため、サイトの更新回数は減少しております。また成果指標の実績についても、災害発生件数の減少と平成２８年度は熊本地震があったためにアクセス件数が多かったことが要因となり、２９年度は減少しておりますが、目標は達成しているところでございます。事業の成果につきましては、総合防災ポータルサイトを通じて防災関連情報を県民や防災関係機関に提供したこと、また数値目標を超えるアクセスがあったこと等により、県民の安全と安心及び本県の防災体制の強化に大いに寄与しているものと考えております。なお、２９年度と同様に３０年度も継続して総合防災ポータルサイトによる情報提供を実施するとともに、ツイッターでの発信や出前講座等の機会をとらえ、総合防災ポータルサイトのさらなる普及に努めることとしております。

事業群評価調書の４ページをご覧ください。「３１年度に向けた本事業の見直しの方向性」につきましては、引き続き防災、災害に関するさまざまな情報を県民へ提供することにより、県民の防災意識の向上、関係機関等との防災体制の強化を図り、安全・安心な長崎県づくりを目指すこととし、総合防災ポータルサイトの普及につきましては、他の情報ツール等を活用した効果的な周知方法を検討していく方針であり、改善と評価しているところでございます。以上でございます。

続きまして事業番号２「雲仙岳噴火災害対策事業」について、概要を説明いたします。資料でございますが、お手元の事業群評価調書２ページと事業に関する補足説明資料１１ページをご参照ください。

まず事業群の取り組みとの関連でございますが、本事業は事業群の取組項目の（ ）「２４時間体制の警戒・監視体制、総合防災ネットワークシステムの維持」の部分に寄与するために実施する事業となっております。本事業の２９年度実施状況につきましては補足説明資料でご説明いたします。１１ページをご覧ください。この事業は雲仙岳噴火災害の発生

時に、県民及び登山者等の生命や財産を守ることを目的としており、初動対応や防災情報の収集、伝達体制の確保など、防災関係機関相互の緊密な連携を確保しつつ、防災体制の充実強化を図っているところでございます。具体的に２９年度の実施状況でございますが、記載のとおり県関係課、関係３市、警察・消防・自衛隊等救助機関、雲仙復興事務所を初めとする国の関係機関を交えて、雲仙岳火山防災対策についての検討に取り組んでおり、雲仙岳火山防災協議会を１回、同幹事を計３回開催しております。２９年度における事業の成果についてでございますが、噴石からの避難において身を隠すことができる場所を明示した雲仙岳登山道防災マップを作製するとともに、火山近傍の登山者等を対象とした火山防災計画を策定することができました。なお３０年度は２９年度実績を踏まえ、地域住民を対象とした市街地等に影響する大規模噴火発生時の防災計画の検討を実施しているところでございます。

事業群評価調書の４ページをご覧ください。「３１年度に向けた本事業の見直しの方向性」につきましては、特に雲仙岳火山防災計画に着目し、溶岩ドームや眉山については、まだ策定できておらず、引き続き対策の検討を行い、取り組んでいくという趣旨から現状維持と評価しているところでございます。

続きまして、事業番号３「防災ヘリコプター運航事業」について概要を説明いたします。資料についてはお手元の事業群評価調書２ページと事業に関する補足説明資料１３ページをご参照ください。

まず事業群の取り組みとの関連でございますが、本事業は事業群の取組項目「防災ヘリコプターの運航及び防災航空隊の運営」の部分に寄与するために実施する事業となっております。本事業の２９年度の実施事業につきまして、補足説明資料でご説明いたします。

１１ページをご覧ください。この事業は県民の安全・安心を守るため、地上からは困難な情報収集活動や救急救助を行うことを目的としており、防災ヘリコプターの運航及び防災航空隊の運営を実施しております。２９年度の取組状況でございますが、記載のとおりさまざまな災害における被災者の捜索及び救助活動や、離島からの救急患者等の搬送などに取り組んでおります。具体的には救助活動につきましては山岳・海難事故における捜索活動に取り組み、平成２９年７月に長崎市琴海における行方不明者の捜索・救助。１０月３１日に平成新山山頂における負傷者の救助のような活動実績がございます。これらの災害応急対策活動、救急活動、救助活動などの緊急運航や訓練活動など、平成２９年度は年２２１時間の運航実績がございます。この事業の成果でございますが、急患搬送件数として、

35件の搬送を行っております。なお30年度は29年度の実績を踏まえ、引き続き救急活動、救助活動などの緊急運航や訓練に従事するほか、平成30年7月豪雨に伴う消防庁の指示による救急消防援助隊として広島県で救助や情報収集活動に従事するような取り組みを実施しているところでございます。

事業群評価調書の4ページをご覧ください。「31年度に向けた本事業の見直しの方向性」につきましては、災害時の迅速な情報収集活動、山岳事故における救助活動、山林火災の空中消化などは、防災ヘリ以外での対応は困難なこと。またことし8月の群馬県防災ヘリの墜落事故を受けて、飛行に伴う安全性は絶対に確保しなければならず、適切な運航経費を確保するとともに、安定的かつ継続的な運航体制を確保することを検討していくために、そういった理由から改善というふうに評価をしているところでございます。

続きまして、事業番号4「防災行政無線整備・維持管理事業」について概要を説明いたします。お手元の事業群評価調書2ページと事業に関する補足説明資料15ページをご覧ください。まず事業群の取組との関連でございますが、本事業は事業群の取組項目の「防災行政無線の運用、管理、更新及び新たなシステムの構築による各種災害情報の共有及び伝達体制の強化」の部分に寄与するために実施する事業となっております。本事業の29年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明いたします。15ページをご覧ください。この事業は地域住民の生命、身体、財産を災害から守るため、防災情報の収集、分析、伝達を迅速かつ的確に行うことを目的としており、防災行政無線に係る整備工事や保守業務を実施しております。具体的に29年度の実施状況でございますが、記載のとおり大別して「防災行政無線高度再整備事業」と「防災行政無線施設保守業務委託」に取り組んでおり、まず「防災行政無線高度再整備事業」につきましては、県庁舎の移転にあわせ平成12年度に整備した無線設備の更新を図るため、各種システムの機器の製作、取りつけ、調整により、無線通信システムを高度再整備しております。また「防災行政無線施設保守業務委託」につきましては、各無線局に設置する無線通信機器の保守点検業務を外部委託しております。これらのことから、本事業の成果についてでございますが、整備工事の完成により本県防災行政無線システムの災害対応能力を向上させ、瞬時にマスコミ等への防災情報を提供するＬアラートとの連携を図るとともに、定期保守点検により障害の発生を未然に防ぐことにより、防災行政無線システムの安定した運用を行うことができております。なお、整備事業につきましては、29年度に完了いたしましたので、30年度は維持管理に係る事業を引き続き実施しております。

事業群評価調書の４ページをご覧ください。「３１年度に向けた本事業の見直しの方向性」につきましては、防災行政無線は再整備を完了し、今後も本システムを的確に運用しながら、災害の予防や災害時における応急対策及び復旧活動に際して、迅速正確な情報収集・伝達を行ってまいりますので、現状維持と評価をしているところでございます。

最後に本事業５「自主防災組織結成推進事業」について概要を説明いたします。資料でございますが、お手元の事業群評価調書２ページと事業に関する補足説明資料１７ページをご参照ください。

まず事業群の取組との関連でございますが、本事業は事業群の取組項目の（ ）「関係団体との災害協定の締結の促進及び防災推進員の養成」の部分に寄与するために実施する事業となっております。本事業の２９年度の実施状況につきまして補足説明資料でご説明いたします。１７ページをご覧ください。この事業は地域における自助・共助の中核となる自主防災組織の育成と組織強化の推進を目的としており、養成講座の実施による地域防災リーダーの育成と、自主防災組織育成の主体である市町担当職員への働きかけの強化を実施しております。２９年度の実施状況でございますが、記載のとおり、大別して「自主防災リーダー養成講座」と「市町担当職員に対する自主防災組織育成の働きかけ」に取り組んでおり、具体的には自主防災リーダー養成研修につきましては、日本防災士機構が認証した講座を壱岐市、松浦市、長崎市で計３回開催しております。また「市町担当職員に対する自主防災組織育成の働きかけ」として県主催の担当課長会議や、防災アドバイザーによる自主防災組織の活動支援に係る講習等を行っております。これらのことから、この事業の成果についてでございますが、１２１名が養成講座を受講し、防災士として８４人が認証を受けており、自主防災組織率も２８年度末の６６％から、２９年度末には６８％と着実に向上をしております。

事業群評価調書の４ページをご覧ください。「３１年度に向けた本事業の見直しの方向性」につきましては、引き続き地域における自主防災リーダー養成のための講座を開催しつつ、市町を直接訪問し、担当職員に対し、自主防災組織結成の働きかけと防災アドバイザー活用による自主防災組織の支援を引き続き行うこととしておりますので、現状維持と評価しております。以上で危機管理課からの個別事業の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

前半 5 事業の説明が終わりましたので、質疑の方をお願いいたします。

（堀内委員長）

それでは今、説明があった事業について質疑を行います。何がありましたらお願いします。

（小西委員）

むしろちょっと事務局にお尋ねしたいんですけどね、4 ページ開けていただきましたら、今、ご説明あった 1 から 5 までの見直し区分、改善、現状維持、改善、現状維持、現状維持とこうなってますですね、特に最後のところなんかそうなんですけども、自主防災組織ですので、基本、町内会と引っついてるようなものがあって、県から市町を通じて働きかけていくということで、理解してるつもりです。その手法そのものは現状維持と、この手法で続けていきたいと。それから前の方に組織率の数字があって、組織率の数字も目標をクリアしてるので、目標クリアしてるし、指標は変える必要はないので現状維持なんだってということだと思うんですけど、引き続き自主防災組織の強化を図っていくことが必要であって、その 60 何%というのは、その目標はクリアしてるけども、60 何%が目指す、それ以上、上に行く必要はないという数字じゃなくて、本来はもっと上に行くべきなんだという観点から言うと、これはむしろ改善と書くべきなのかっていうことですね。同じことなんですけど、この場合は改善、1 つ前の事業なんかは今みたいな例だと改善と書いておられるんですよね。その、いやこれ改善というのは、目標はクリアしてると。指標は問題ない。だから改善だと。そういう意味だと、統一性という意味でね、むしろ事務局にお尋ねしたい。

（事務局）

そうですね、目標達成のためにいろんな工夫をしていく必要があるということで、基本的にはそういう内容の充実であったりとか、取組の充実であったりというのを図る部分については改善というふうに、こちらの方からも投げかけることもあるんですけども、そこは最終的には所管課の判断にもう任せるといったところもありますので、そういう部分ではその意図がうまく伝わらないということもあります。

(小西委員)

いえいえ、お伝えだけしときます。多分、4番なんかは防災行政無線の普及がもう図られましたと、後のメンテナンスをしていただけなんです。これは現状維持で問題ないと思いますし、雲仙もまあ事業内容からして現状維持で問題ないと思いますので、5番だけです、ほかの事業調書ではこれをちょうどボーダーぐらいのそこだっているところをお伝えだけしときます。

それとですね、今度は真ん中に、ここに と並んでるんですよね、これは だと県と市町の役割分担の観点だっていることになりますんで、これは ぱっかりじゃないでしょうと、その防災ですから は間違いないでしょうけど、ここは複数上げていいと伺っていますので、 だけではないんじゃないかという気はします。この2点です。

(危機管理課)

ありがとうございます。確かに先生がおっしゃいますように、自主防災リーダーにつきましては、実際事業群の最初に説明をしました取組の指標において、養成講座を121名受けて、進捗状況は順調としておりますが、住民の命を守るという目標に取り組むためには地域や、地域づくりの中で防災の視点を入れた、自主防災の組織というのが一番重要であるというふうに考えておりまして、そのためには県としてもどうやって市町に働きかけて地域に根づかせていくかというところは、改善を図りながらやっていく必要があるというふうに認識をしておりますので、先生のご指摘を踏まえて、検討していく中で改善というような形で取り組んでまいりたいと考えておりますし、実際、最後は市町との連携で、市町もどう動いていくかというところで視点の 番としておりましたけれども、幾つか、選択できるという形になればいろんな視点も考えられるかと思っております。そこも含めて検討してまいります。ありがとうございました。

(堀内委員長)

ほかに何かございましたら。

今回、これ資料いただいたとき、初めて私、防災ポータルサイトというのを見てみたんですけど、これは県民の皆さんには結構、知られてるんでしょうか。このアクセスの回数というのは意外とあてになんなくて、同じ人が見ることが比較的多いですよね。それで例えば、あの中で幾つか項目あったんですけども、その中に日常的にチェックしなければな

らない項目、お天気の方ですかね。あれは非常に細かく出てて、ありがたかったような気がするんですけど。あとの部分はなかなか日常的に見るというものでもないような気がするんですけど、その割にはアクセスが多かったような気もして。ちょっとその辺のところ、どんなふうにとらえたら。

（危機管理課）

県のホームページのトップページの一番左上に、ポータルサイトがあります。まず画面のトップの左上に出てるっていうところで、一番、目立つところに置いていますが、やはりなかなか興味がない方についてはアクセスもしていただいているか確認できておりません。気象情報につきましては、気象台とのリンクをしておりますので、瞬時の情報というのがわかります。あと警報等の情報や台風、大雨により、今、いろんなところで被害等もあっておりますが、そういう情報を更新し、今の被害発生の情報や、避難所の情報等、そういったところを、順次、入力しておりますので、そのときにアクセス件数がふえていくのかなと思っております。ただし日頃から、見ていただいているかは、疑問なところもございますので、平時のときからいかに興味を持って見ていただくかというところは課題であると認識しております。

（堀内委員長）

アクセスが少ないことは、むしろ好ましいのかもしれませんが、災害とかせまったものがなければ。その中で書かれてる「他の情報ツール等も活用した効果的な周知」というふうなことも書かれてますが。これはどんなようなこと、具体的には、普及について。

（危機管理課）

具体的にはツイッターとかそういったものも活用しております。それ以外の災害の時期、例えば6月の梅雨の時期はテレビやラジオだとか、新聞などでポータルサイトでの掲示のお知らせはしているところでございます。

（堀内委員長）

ほかに何かございましたら。

（ 芹野副委員長 ）

少し重なるかもしれませんが、県と市町村との役割というのは、どのくらい明文化と
いうか分かれてるんでしょうか。

（ 危機管理課 ）

防災に関する住民の避難や、直接、住民にかかわる部分につきましては、大きくは市町
村の役割という形になっておりまして、県は広域的な連携や、情報提供といったようなと
ころをやっております。あとは横に関して例えば間に入るとか、様々な業界団体とのつな
ぎも行っております。実際、防災そのものは、いざ緊急時となると、もう県庁各課すべて
一応、防災というような形で協力していただく必要がありますので、私どもが主管課とい
う形でそこをつなぎながら、市町とも連携を図っていくというような対応をとっていつて
おります。

（ 芹野副委員長 ）

例えば各市でこのようなポータルサイトみたいなものをお持ちなのかどうかはわからな
いんですけど、そことのリンクとか、そういったものが図られているんでしょうか。

（ 危機管理課 ）

そこは、どこも持っておりますので、リンクを張っています。

（ 芹野副委員長 ）

どうしても、生活者目線でいくと、村に住んでれば村が近いし、市に住んでれば市に近
いので、自分のスマホにどこのポータルサイト張りつけるかということになると、身近な
ものを張りつけたいと思うんですけど、そうすると長崎県だけしかなければ、ちょっと
遠いような気がするもんだから、そこに対する何か改善とか、今後の市町村との連携の上
でのポータルサイトのつくり方とかっていうものを、より工夫されたらどうかというふ
うに感じました。どれがいいのかは、私も専門家ではないのでわかりません。

（ 危機管理課 ）

確かに、一番身近なのは市町の部分でございますので、自分の地域の市町のホームペー

ジを見た方がいいというのは確かだとは思っております。そちらとの連携については、すみません、どういう対応ができるか熟知しておりませんので、その視点で今後、検討してまいりたいと思います。

（芹野副委員長）

ついては、その成果指標なり活動指標なりというのも、更新回数とかアクセス件数とかっていうことに限らずとも、何かよりよい指標があるような気がするので、そういったものもこういった機会に考えられて、次年度以降とかにちょっと改善されたらどうかなと思います。それともう１点、防災推進員が１２０名というのが、この事業群の大きな目標ってことなんですけど、１２０でどうなのかっていうのが、とんとわからないんですが、これはどういう想定の仕事なんでしょうか。

（危機管理課）

そうですね、実際、前の基準年といいますか、平成２２から２６年度のときの同じような養成講座を受講したときの平均が１１１名だったため、それを上乗せした形の数字で１２０名というのを、一旦の線としております。

（芹野副委員長）

ちょっと私、もしかしたら無茶なこと言ってるのかもしれませんが、どうしても長崎県って島とかそういったところも多いし、市の規模も大分違うわけなので、県とすればなるべく隅々まで行き渡るような指導、推進員の養成が、最終的にできればいいんじゃないかなと思うもんですから、それは果たして何人なのかとか、それを何年かかってどうこうするのかとかっていう、何かそういう、場合によってはちょっと中期目標みたいなものをお持ちになられた上で、年の目標があるというようなことの方が、少し長崎県としての視点とすれば、必要なのかなというのをちょっと感じました。

（危機管理課）

ありがとうございます。実際、講座の開催地域についてはやはり離島を含めた形で、市町村単位というよりも、離島も必ず含めて地域を分けて開催しております。年に３か所をどう割り振るかという中で、離島や郡部も含めながらという形で、地区ごとには満遍なく

やっているつもりではございます。それぞれの受講生の統計もとる中で、全地域からご参加もいただいている状況ですが、そうしたところで目標の人数というのをやっぱり人口規模の違いから、多少、年度のばらつきはどうしてもあっている中で最低120人は何とかしたいというようなことで、目標を定めております。そうした趣旨で、中期目標的なところも含めて考えたいと思っております。

（堀内委員長）

よろしいですか。何かあれば。特にないようですね。

では残りを、お願いいたします。

（事務局）

それでは後半の3事業についてご説明をお願いします。まずは「河川砂防情報システム維持管理費」と「砂防情報システム維持管理費」については、まとめて砂防課の方からご説明をお願いいたします。

（砂防課）

「河川砂防情報システム維持管理費」と「砂防情報システム維持管理費」について説明をさせていただきます。資料2ページをお願いいたします。事業番号の6番と7番になります。なおこの事業名は異なるんですけども、同じシステムを河川課と砂防課で合同で運用している関係で、関連してございますので、砂防課より2つの事業あわせて説明をさせていただきます。

まず事業群の取組の関連でございますけども、河川砂防情報システムは先ほどまでの危機管理課と同様に、総合計画の施策であります「災害に強く、命を守る県土強靱化の推進」の「総合的な防災、危機管理体制の構築」という施策に基づきまして、水害、土砂災害で死者数ゼロを目標として取り組んでいるものでございます。

本事業の平成29年度の実施状況につきましては、補足説明資料でご説明したいと思います。19ページと20ページをお願いします。河川砂防情報システムは通称NAKSSと申しております。県内に設置した雨量計や水位計からの情報、並びに土砂災害危険度情報をリアルタイムでインターネットを通じまして提供いたしまして、県民の皆様や自治体の方々の防災活動の支援を行っているというようなシステムとなっております。今事業は

このシステムを構築するサーバーとの保守管理や雨量計、水位計の適切な維持管理を行うための事業となっております。具体的な平成29年の実施状況でございますけども、システムの監視、保守並びに約300基ほどの雨量計、水位計があるんですけども、その観測機器の保守点検を適切に取り組みまして、一部、観測機器欠測はあったんですけども、システムが停止することなく情報発信をいたしました。システムの停止というのがございませんでした。このことから、この事業の成果でございますけども、水害による死者数ゼロという成果が上がっているという状況でございます。

資料の4ページをお願いいたします。平成29年度の実績を踏まえまして、現状維持として平成30年度も引き続きまして、システムの適切な維持管理を進めまして、防災活動を支援してまいりたいというふうに考えてます。以上です。頑張らせていただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

それでは最後に8番目の「災害福祉広域支援ネットワーク事業費」について福祉保健課から説明をお願いいたします。

(福祉保健課)

福祉保健部から「災害福祉広域支援ネットワーク事業費」ということで、資料の方は同じく評価調書の2ページ、それから補足説明資料の方は21ページの方に記載をしております。

まず事業群の取り組みの関連でございますけども、本事業は事業群の取組項目の一番最後の「災害時、避難所・福祉避難所等における災害時要支援者への福祉的支援の実施」ということで、これに寄与するために実施する事業でございます。

29年度の実施状況につきましては、補足資料の方で説明をさせていただきます。22ページをご覧ください。事業の目的でございますけども、この事業は大規模災害時に避難所や福祉避難所において福祉ニーズの把握ですとか高齢者、障害者など、支援が必要な方の状態に応じて、必要な福祉サービスを提供するための福祉的トリアージ、それから避難所へのケア、相談等の福祉的支援などを行うことを目的としまして、行政それから福祉関係団体等で構成する「災害福祉広域支援ネットワーク」を構築しまして、避難所等へこのネットワークから支援チームを派遣する体制づくりといったものを実施していくことを目

的としております。２９年度から新たに取組んだ事業でございますけども、記載のとおり、実施状況としては団体へのネットワークの参加依頼、それから市町へのネットワークの説明ということで、団体へのネットワーク参加依頼につきましては、災害時の避難所、福祉避難所等における福祉的支援体制を整えるために、福祉関係の１２団体の役員会とか総会等へ個別に訪問説明を行いまして、ネットワークへの参加依頼に取り組んでまいりました。また市町へのネットワークの説明ですけども、大規模災害時に市町は避難所等を開設しますけれども、そちらにおける福祉専門員の職務支援の必要性を判断して、この「災害福祉広域支援ネットワーク」へ支援チーム派遣を要請する役割を担っていただくことになります。市町の方にはそういったネットワーク構築の内容について担当者会議や、市町訪問時に説明を行ってきたところでございます。

これらの取り組みによりまして、事業の成果としましては、参加を依頼した福祉関係１２団体とネットワーク構築に係る協定を、昨年度締結しております。なお協定締結後に派遣チームの研修等も予定をしておりましたけども、まず派遣候補者の登録でありますとか、チーム編成、そういったところにちょっと時間を要してしまいまして、年度内の研修・訓練の実施には至らなかったという状況でございます。２９年度の実績を踏まえまして、３０年度は派遣チームの研修・訓練等の実施に向けて準備を進めているところでございます。

事業群評価調書の４ページの方をご覧くださいと思いますが、３１年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、引き続きこのネットワークの構築、それから災害派遣福祉チームの研修等を実施していくということで、現状維持という評価とさせていただいております。以上で説明を終わります。

（事務局）

後半の３事業についての説明が終わりましたので、質疑の方お願いいたします。

（堀内委員長）

では何かございましたらお願いします。

（小西委員）

これも事務局に対する質問なんですけど、評価の視点の、事業構築の視点の 番目です

ね、「戦略的に関係者の行動を引き出せているか。」っていうのがあって、何かわかるよう
でわからない。これ戦略的に関係者の行動を引き出せるっていうのは、どういうイメージ
なんですかね。 です。ここにもありますけど、要は 。どういうことをイメージして書
かれた評価事項なんですかね。何でそれを伺ったかという、一番最後の事業なんかは
じゃなくて かなと思ったからだということなんです。戦略的に関係者の行動を引き出す
っていうのはですね、7の事業なんかは本当にいろんな関係者を集まって総合的に対応す
るっていうことなので。

（事務局）

そうですね。いろんな影響があるというふうな状況の中で、国の機関であったりとか、
国会議員の方であったりとか、知事会であったりとか、そういった方々に働きかけを。

（小西委員）

そっちですか。じゃあ、まあ 、この場合はだから と ですね、 もあってもいいん
ですね、当然。 と 、最後の8番目の事業については1つだけじゃなくて複数あってい
いっていうふうに伺ってますので、 と と両方書いておられた方がいいんじゃないかと
思いますんで。以上で結構です。現状維持なんですかね。多分、改善の方がいいんだろう
と思うんです。システムを今つくって、動かそうとしてるところなんで、これを動かすた
めにいろいろと具体的に考えないといけないことがいっぱいありますという意味では改善
と書かれた方が、全体の評価の趣旨にはあうんだろうというふうに思います。以上です。

（福祉保健課）

ありがとうございました。まず事業構築の視点のところは、確かにこの 番目のニュア
ンスが、また 番の民間の方にどうやってそういう行動を引き出すという視点はあったん
ですけども、今のお話だと 番と 番という形で整理をさせていただければと思います。

あとご指摘のとおり、今、ようやく構築したてなので、改善していろいろやっていく必
要があるとは思ってますので、そういう視点で今後も取り組んでいきたいというふうに思
います。以上です。

（芹野副委員長）

6番と7番、ちょっと私も教えていただきたい。河川課と砂防課さんとあられて、2つの課で1つの事業みたいなイメージなんですけど、これはもともとは全く違う課なんですね。

（砂防課）

水害と土砂災害になるとどうしても雨量とか水位が重要になるため、そういう情報を提供する意味合いでは、同じツールの中で、別々ではなく、河川課と砂防課と合同で構築運用してるという事業になります。

（芹野副委員長）

もともとはそれ以外の業務は全く別の課なんですね。

（砂防課）

業務自体は、別の課です。土砂災害関係と、河川の水害関係に分かれます。

（芹野副委員長）

要するにこの調書でしか見ないもんですから、教えていただきたいんですけど、ちょっと疑問に思ったので。この2つのことはいわゆる河川砂防情報システムの維持管理を行うということの事業ですよ。そうするとそのシステムというのはN A K S Sと呼ばれる1つのシステムのようなイメージでとらえてるので。

（砂防課）

1つのシステムです。

（芹野副委員長）

要するに2つには分けないといけないけど、予算は1個でもいいのかなという気がしないでもないんですけど。わざわざ予算が分かれてて、それは別に2分の1でもなんでもないというのは、何か。

（砂防課）

システムは一緒なんです、河川と砂防で別々に予算要求をさせていただいてるものです。もともとシステムは合同で河川課分と砂防課分ということで、分けて構築しております。維持管理も、河川課も砂防課もほぼ折半という形で対応させていただいています。若干の金額の差は、老朽化した水位計を取りかえる金額分の差が出てるだけです。基本的な分はほぼ折半という形で、河川課、砂防課で行っております。

（芹野副委員長）

まあ冒頭にちょっと総務部長さんも大分、お金がなくなっていると、300億か、600億かな、まあちょっとそんな話をされとったもんですから、果たして2つの課で分けてやっていくことが合理的なのか、もしくはいわゆる事業の見直しは視点の ということなことで、事業の選択と集中というようなことをとらえられてるように書かれてるので、そういったものはもう少し大きく広い意味でも見ていくことができないのかなというのは、少し感じたので、意見として。

（砂防課）

あくまでも予算的な流れの中で砂防の予算とか、河川の予算とか2通りありますが、それを別々に運用してしまうと、河川の情報と砂防の情報というのはほとんど似通った情報であることから、別々に県民の方々に提供すると県民の方がわかりづらいので、1つのシステムとして運用しております。この事業は先ほど申し上げたとおり、予算がたまたま2つの系統に分かれておりますが、その予算を統合し、同じシステムを運用している状況です。

（芹野副委員長）

それが適正であるかどうかは、少し県民の方々にわかりやすく説明された方がいいのかなというふうに思います。

（砂防課）

はい。

（堀内委員長）

ほかに何かございましたら、どうぞ。

私、NAKSSというのをちょっと見てみたんですけど、本当にリアルタイムに細かなデータがあるんですけども、ただ、なかなか一般の県民の方がこれをご覧になって、情報が把握できるというか、どう判断するかっていうのはちょっと難しいのかなと。知識のあるそういう専門の、専門職の方が見れば非常にわかりやすいのかもしれませんが、という意味から伺うと、このデータはいろんなことを提供し、一般住民の避難、安全確保に結びつけるまでというのは、どんなふうになってるんでしょうか。例えばことしの7月に豪雨があって、システムが有効に稼働したと。稼働したときに、それが一般の住民のところまでどのような形で届いてくるんですか、これは。一般の住民の方がこれを見て、自主的に判断するという事だけではいいような気がするんですけど。

（砂防課）

我々の情報提供という観点からすると、直接、我々が一般住民の方に情報を提供する場合と、市とか町の行政防災無線で提供する場合があります、いろんなツールがあるんですけども、このシステムは県民の方に直接情報を流すためのツールでありまして、同時に市や町の方もこれを見えています。防災担当者に年に1回、梅雨の前に来ていただいて、そしてこういう情報提供ありますんで、市や町から防災情報を流すときはこれを参考にして流してくださいということを、お互いに確認しています。今、おっしゃったとおり、県民の方にとって見やすいかどうかの問題も当然あるんですけど、大分わかりやすく構築してきたつもりではいるんですが、それはあくまで一方的なことになってくるものですから、市や町も介して、できるだけ県民の方々にわかりやすいような情報提供を行うように心掛けていくつもりでございます。

（堀内委員長）

細かな正確なデータが、必要なデータかとは思いますが、やっぱりそれを見た人がわかりやすい点もやっぱり必要かなと。それでお金もシステムを維持するだけで結構かかっている装置かとは思いますが、今より、より改善をしていただければと思います。

（砂防課）

ありがとうございます。

(堀内委員長)

ほかに何かございましたら。はい、どうぞ。

(能本委員)

事業番号8の「災害福祉広域支援ネットワーク事業費」の一般財源のところがゼロになっているんですけれども、これはどういった予算で実行されてるのでしょうか。

(福祉保健課)

これは厚生労働省の方から、福祉的なネットワークの構築ということで、年間来る予算がございまして、その上限が150万ということで、毎年、29年も150万、組んでたんですけど、それを活用させてもらって対応しております。

(能本委員)

ありがとうございます。

(堀内委員長)

全体を通して、この事業群のですね、何かございましたら。よろしいですか。

特にございませんようですから、この事業群に関しては本日の審議は終わります。どうもありがとうございました。

【審議対象事業群】

基本戦略 9 快適で安全・安心な暮らしをつくる

施策 (5) 良好で快適な環境づくりの推進

事業群 污水处理施設の普及拡大と高度処理の推進

(堀内委員長)

では審議を再開しましょう。

(事務局)

それでは、最後の事業群の「污水处理施設の普及拡大と高度処理の推進」について、事業部の所管する水環境対策課から事業群の概要説明をお願いいたします。

(水環境対策課)

事業群「污水处理施設の普及拡大と高度処理の推進」について説明をさせていただきます。

初めに、本事業群における県の取組全般について説明をさせていただきます。お手元の資料の6ページをご覧ください。污水处理施設につきましては、下水道や農業集落、排水事業など家庭や事業所からの汚水を管路で集約し、終末処理場で一括して処理する集合処理と、家庭ごとに浄化槽を設置して浄化し放流する個別処理があり、人口密集度などの地域の状況に応じて、これらを組み合わせながら、污水处理を進めております。本事業群の指標である污水处理人口普及率は、行政人口に対し、下水道等や浄化槽が利用できる人口の割合を示すものであり、平成29年度末での県の污水处理人口普及率は80.2%で全国平均90.9%を下回っている状況でございます。污水处理施設の整備は、原則として市町が行いますが、例外的に複数の市町の汚水をあわせて処理する流域下水事業につきましては、県ができることとなっていることから、本県におきましては、大村湾南部流域下水道を実施しております。次のフロー図をご覧ください。網掛け部分は事務事業を示しております。污水处理を効率的に進めるためには下水道等による集合処理と、浄化槽による個別処理を適切に組み合わせ整備することが重要であることから、県では下水道等の集合処理に対し、長崎県污水处理総合交付金、浄化槽の整備に対し浄化槽設置整備費をそれぞれ設け、市町に補助をしております。特に閉鎖性水域である大村湾につきましては、県

事業である大村湾南部流域下水道事業において、高度処理化による水質保全に取り組んでいるところです。また、汚水処理を進める上で、住民の理解が不可欠であることから、住民意識の向上を目的とした生活排水対策活動促進事業、工場等からの排水が直接、河川等に放流される地域もあることから、工場監視指導費を活用し、工場等からの排水を監視しております。こうした総合的な取り組みを通じて、公共用水域における水質保全に取り組んでいるところでございます。

それでは事業群評価調書の説明に入らせていただきます。事業群評価調書 1 ページと、長崎県総合計画 1 2 6 ページをご参照ください。本事業群は総合計画において戦略 9 「快適で安全・安心な暮らしをつくる」の施策(5)「良好で快適な環境づくりの推進」に位置づけられる事業群でございます。本事業群の取組内容は、評価調書の 1 に記載のとおり下水道、浄化槽等による汚水処理の普及促進と富栄養化対策が必要な水域における下水道施設の高度処理化の推進、そして工場や事業所からの排水の監視となっております。この事業群を代表する指標として、汚水処理人口普及率を設定し、最終年度の平成 3 2 年度に 8 5 %とする目標を掲げております。その他の関連指標として水質汚濁にかかる環境基準である C O D の達成率を設定しており、最終年度である平成 3 2 年度には 8 5 %とする目標を掲げております。これらの目標を達成するため、3 個の取組項目のもと、6 個の事務事業を実施しております。現在の事業群の進捗状況につきましては、指標としては「やや遅れ」としております。昨年度の 7 9 . 5 %より 0 . 7 %上昇し、汚水処理の普及が進んでいるものの、平成 2 9 年度目標値の 9 8 %にとどまっております。その他、関連指標の進捗状況は「順調」としております。平成 2 9 年度の目標値 8 0 %に対し、7 6 の調査地点のうち、6 6 地点で環境基準を満たした結果、目標値を上回る 8 6 . 8 %を達成、実績値につきましても、前年度より 1 . 3 %改善をしております。

それでは本事業群の取組項目について説明いたします。なお、それぞれの事務事業の内容につきましては、後ほど個別に説明をさせていただきます。まず) 「下水道、浄化槽等の整備に対する支援」につきましては、市町が行う汚水処理施設の整備に対し、県が補助するものでございます。関連する事務事業として「浄化槽設置整備費」「長崎県汚水処理総合交付金」がございました。次に) 「下水道施設の高度処理化の推進」は県が管理する大村湾南部浄化センターにおける高度処理化の取組でございます。関連する事務事業としましては、「大浦湾南部流域下水道事業」がございました。3 番目の) 「工場・事業場の排水監視等による水環境の保全」は水質汚濁の監視、工場等への指導、また住民への啓発・普及

を行う市町への支援を行うものでございます。関連する事務事業といたしまして「環境監視測定費」「工場監視指導費」「生活排水対策活動促進事業」がでございます。

事業群、評価調書の３ページをご覧ください。「実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」におきまして、取組項目ごとに課題と解決の方向性を記載しております。

）「下水道・浄化槽等の整備に対する支援」につきましては、污水处理人口普及率が目標を達成できてないということに対しまして、浄化槽整備の加速化を図るため、新たに市町村設置型浄化槽の導入を進めてまいりたいと考えております。　　）「工場・事業場の排水監視等による水環境の保全」につきましては、依然として排水基準を超過する工場等があることから、さらなる監視の強化に取り組みたいというふうに考えております。

以上を踏まえ、次のページ「３０年度見直し内容及び３１年度実施に向けた方向性」に記載していますとおり、各事務事業の対応を考えておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。以上で事業群に対する説明を終わります。

（事務局）

続きまして、各事業についての説明に入ります。１から６までの事業を説明した後、まとめて質疑ということにさせていただきます。それでは１番から３番の事業について、水環境対策課からご説明いたします。

（水環境対策課）

「浄化槽設置整備費」についてご説明いたします。お手元の事業群評価調書１ページと事務事業にかかる補足説明資料の７ページをご参照ください。初めに事業群の取組項目との関連でございますが、本事業は事業群の取組項目　　）「下水道、浄化槽等の整備に対する支援」に寄与するために実施する事業であり、その中核事業と位置づけております。本事業の実施状況につきましては、補足説明でご説明申し上げます。資料の７ページをご覧ください。この事業は浄化槽整備による污水处理を目的として、国の交付金を活用し、個人設置型浄化槽の整備を行う市町に対し、県が補助するものでございます。平成２９年度の実施状況であります。記載のとおり、１９市町に対し、県補助を実施し、その成果として浄化槽１，７７０基を整備、浄化槽による污水处理人口普及率は０．３％向上いたしました。３０年度におきましては、引き続き個人設置型浄化槽による整備を促進するとともに、浄化槽整備を加速させるため、さらに市町村設置型浄化槽を本事業の補助対象として

拡充し、市町に対し導入を要請しているところでございます。事業群評価調書の４ページをご覧ください。３１年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、今年度から県補助制度を拡充し、市町村設置型浄化槽の導入を進めるため、現在、普及率が低い市町を重点的に個別訪問し、さまざまな地域の事情や課題について意見交換や解決策の提案を行っているところでございます。今後、こうした状況を踏まえて、検討してまいりたいと考えていることから、現状維持と評価をしております。以上で説明を終わります。

続きまして、「長崎県汚水処理総合交付金費」について説明いたします。お手元の事業群評価調書の２ページと事業にかかわる補足説明資料９ページをご参照ください。

まず事業群の取組項目との関連でございますが、本事業は事業群の取組項目の（ ）「下水道、浄化槽等の整備に対する支援」に寄与するために実施する事業となっております。本事業の実施状況につきましては、補足説明資料でご説明いたします。９ページをご覧ください。この事業の目的でございますが、下水道や農業集落排水事業などの集合処理による整備を促進するため、平成２９年度までに新たに整備事業に着手した市町に対し、県が補助するものであります。平成２９年度の実施状況につきましては、諫早市による大草地区農業集落排水事業に対し、県補助を行いました。その成果として平成３３年度の供用開始に向け、污水管路布設の詳細設計を行っております。平成３０年度におきましては、引き続き当事業に対し、県補助を継続することで、早期の供用開始を目指し、污水管路の布設工事に着手する予定としております。

事業群評価調書の４ページをご覧ください。３１年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、本事業は平成２９年度までに新規着手した事業に対し、５年間補助する制度でございます。今後、新たに事業化する計画もないことから、諫早市の農業集落排水事業への補助が完了する平成３３年度をもって廃止する予定としており、現状維持と評価をいたしました。以上で説明を終わります。

次に「大村湾南部流域下水道事業」につきまして説明いたします。事業群調書２ページと事業に係る補足説明資料１１ページをご参照ください。まず事業群の取組項目との関連でございしますが、本事業は事業群の取組項目（ ）「下水道施設の高度処理化の推進」に寄与するために行う事業であり、その中核事業と位置づけております。本事業の実施状況につきましては、補足説明でご説明申し上げます。１１ページをご覧ください。この事業は閉鎖性水域である大村湾の水質保全と、住民の生活環境の改善を目的として諫早市と大村市の一部区域から排出される生活排水等を処理するため、幹線管渠と終末処理場を県が流域

下水道として整備を行っております。平成２９年度の実施状況でございますが、記載のとおり、大村湾南部浄化センターにおいて、窒素やリンを除去する高度処理化工事に着手いたしました。また県、諫早市、大村市で構成する流域協議会において、流域下水道を適正に運営するため、平成３０年度の事業計画、予算等について検討を行いました。２９年度の事業の成果につきましては、高度処理化のうち、土木工事は完了し、電気工事、機械設備工事について工事を進めるところでございます。平成３０年度につきましては引き続き電気工事、機械設備工事を進め、高度処理化の工事の進捗を図ってまいります。以上で、水環境対策課からの説明を終わります。

（事務局）

それでは４番から６番の３事業について地域環境課から説明をお願いいたします。

（地域環境課）

事業群評価調書１ページにあります事業群の取組項目（ ）「工場・事業場の排水監視等による水環境の保全」の部分に寄与するための事業、「環境監視測定費」「工場監視指導費」「生活排水対策活動促進事業」について概要を説明いたします。

まず最初に「環境監視測定費（水質）」についてですが、補足説明資料の１３ページをご覧ください。この事業は県下の川や海の水質環境、水質汚濁状況の把握を行うために監視測定を行うものとなっております。平成２９年度の実施状況でございますが、記載のとおり県下の河川３７水域３８地点、海域８水域５７地点の環境基準点において水質汚濁状況の監視測定を行っております。測定地点につきましては１４ページの地図をご覧ください。

は河川、○は海域において水質調査を行っている調査地点となります。１５ページには河川、海域の水質の測定結果及び環境基準の達成状況、また下のグラフは県全体の河川及び海域の環境基準達成率の経年変化をお示ししたものです。水質は年によって変動はありますが、おおむね改善傾向を示しております。事業成果につきましては１３ページに記載しておりますように、環境監視を計画どおり実施し、環境基準の達成状況を把握したほか、過去の水質データを評価した上で、測定地点や回数の見直しを行い、効果的な監視を実施できるようにしたこととしております。

また平成２９年度の実績を踏まえ、平成３０年度の事業につきましては、引き続き環境基準の達成状況を把握するため、水質汚濁状況の監視を行うほか、水生生物を保全する目

的として亜鉛等の化学物質の環境基準が設定されましたので、河川の水質調査を開始したところでございます。

「平成 31 年度に向けた本事業の見直しの方向性」につきましては、事業群評価調書の 4 ページに記載しておりますとおり、継続して環境基準の達成状況や経年変化を把握し、その結果をもとに測定地点、頻度の見直しを行っていくこととし、見直し区分は「改善」としております。

続きまして「工場監視指導費（水質）」について補足説明資料の 17 ページでご説明いたします。本事業は川や海の水質を保全するために水質汚濁防止法・未来環境条例に基づき、工場の排水の監視指導を行うものです。平成 29 年度の実施状況でございますが、工場への立ち入り検査を行い、届出内容や施設の維持管理状況を確認するほか、排水基準が適用される工場の排水検査を実施しております。活動指標である立入件数につきましては、立入目標数 1,247 件に対しまして、1,571 件の監視を行い、達成率は 125%となっております。また成果指標の排水基準の遵守率については 449 件の排水検査を行った結果、436 件が基準に適合し、達成率は 97%となっております。なお、排水基準を超過した 13 事業場につきましては、改善指導と速やかな改善がなされたことが確認されたことから、事業成果として海や川の水質保全を図れたということにしております。なお、依然として一部の工場・事業場で排出基準違反や届出内容と異なる状況が見られることから、平成 30 年度も引き続き法・条例に基づく監視指導を行っていくこととしております。

「平成 31 年度に向けた本事業の見直しの方向性」につきましては、事業群評価調書の 4 ページに記載しておりますとおり、排水基準違反を未然に防止するため、過去に違反が認められた工場・事業場を重点的に基準の適合状況を確認していくこととし、改善としております。

続きまして事業群評価調書の 2 ページにあります「生活排水対策活動促進事業」についての概要をご説明いたします。平成 29 年度の実施状況でございますが、生活排水による海や川への汚濁負荷を削減するため、生活排水重点地域の指定を受けた自治体が住民に対して行う普及啓発活動への支援を実施しております。この支援につきましては長崎、諫早、島原、南島原、雲仙市となっています。活動指標としましては、対象自治体において、県補助金の活用がなされるといたしまして、すべての自治体で活用いただいております。また成果指標としましては補助を行う対象海域、有明海、橘湾になりますけれども、その環境基準、COD、化学的酸素要求量、これは水質の汚濁の指標になりますけれども、その達成

率が100%となることとしまして、目標を達成しております。事業成果としましては、自治体を実施した生活排水対策の普及啓発活動を通じて、地域住民の意識向上が図られたということにしております。なお、本事業につきましては、昨年度、平成29年度で終了しておりますことから、30年度の取組状況、31年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては記載しておりませんが、関係自治体が行う生活排水対策の活動につきましては、引き続き県も参加、協力していくこととしております。以上で説明を終わります。

（事務局）

6つの事業の説明が終わりましたので、質疑の方をよろしく願いいたします。

（堀内委員長）

では、まず最初に、今、ご説明いただきました6つの事業について質疑を行います。

（小西委員）

3番目だけが、ちょっと違う事業だなという感じがするので、3の大村湾の流域下水道の件についてですね、まず（特）と書いてあるのは特別会計事業という意味ですね。

（水環境対策課）

そうです。

（小西委員）

流域下水道で特別会計でやってるから一般財源が入ってないと。これもよくわかるんですけど、ご説明はどちらかと言えば、流域下水道そのものというよりもですね、高度処理事業のところが中心だったと思うんですけど、高度処理事業のところが評価対象になっているんですかね。それとも流域下水道事業全体が評価対象になっているのか、これはどっち。

（水環境対策課）

取組項目に掲げてますとおり、下水道事業の高度処理化の推進という観点から記載しておりますので、高度処理化としています。

（小西委員）

高度処理だけに限っているわけではないということですよね。

（水環境対策課）

いえ、高度処理化の推進ということですから、高度処理化。

（小西委員）

事務局としてはそれでいいんですよね。

（事務局）

多分、この取組項目 と と、多分、両方に係る部分はあるのかなとは思うんですけれども、多分2の方をメインにということで整理されてるってということですよね。

（水環境対策課）

大村湾の普及率と言いますが、先ほど県で80.2%と申し上げましたが、大村湾だけで見ますと94%で、おおむね普及は完了しつつあるという背景がございますので、そうした中においても、やはり環境基準を達成できない地区があると。特に大村湾の湾奥、諫早市の津水、そのあたりが環境基準を達成できない地区でございますので、そこはもう通常の污水处理ではクリアできてないことから、高度処理化が必要だということで、現在進めているところでございます。

（小西委員）

なので、そこに焦点を当てた評価調書になってるということ。

（水環境対策課）

そうです。

（小西委員）

わかりました。ちょっと調書としてみたときに、大村湾の流域下水道事業と書いてあって、でも実際の評価は今、おっしゃった、ご説明いただいたような事情から、こうしてる

んだというところが、評価調書からはちょっと読み取れないかなというところがありますけども、それをまあ除けばご説明はなるほど、それはまあそうですね。下水道の普及という最低限のレベルはもうクリアしてるんだから、その次のレベルの議論をしてるんだということですね。

（水環境対策課）

はい。

（小西委員）

そうすると、あと1点だけなんですけど、活動指標とか成果指標がちょっともの足りないな、成果指標はいいですけど、おやりになっておられるところが、かなりレベルの高いところを狙っておられるので、活動指標が協議会等開催回数ですかね、というのはあって、非常に重要な、何か単に啓発をしているだけではない、事業そのものですよね。これだと、何か啓発事業みたいなことだと協議会等開催回数が評価になってもいいと思うんですけど、ちょっとこの事業の、何ていうか高度さというか、狙ってるところのレベルの高さからすると、活動支援を何とかもう少し何かないかなっていうのは思うんですけど、いかがですか。

（水環境対策課）

流域下水道事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、諫早市、大村市から県が負担金をいただいて、県が運営するという仕組みになっております。そのため、県が高度処理化を進めるにあたりまして、やはり負担金を出していただいている諫早市そして大村市のご理解をいただくことが非常に重要であるということから、その辺をしっかりと検討し、議論を進めていく場として協議会を設けておりまして、それが重要であるということから活動指標として選定をしているところでございます。

（小西委員）

今の説明を伺うと、ああ、そうですかという感じがするんですけど、我々、県民を代表して、この評価調書を見て、この評価調書から事前、何か予備知識なしに、今、おっしゃっておられることが読み取ることができるかということを、いわばモニタリングしてるよ

うな立場ですので、ちょっとそういう、ここの部分に関しては、ご説明を伺ってわかりましたという感じですね。はい。

（堀内委員長）

ほかにございましたら。

（芹野副委員長）

汚水処理人口普及率が８５％だということの、１つの根拠をちょっと教えていただきたいということと、それとその浄化槽を設置することについては、各市町村に補助を出してやってもらうというような形だと思うんですけど、市町村によっては、その普及率とかそういうものが大分違うような気がするんですが、市町村別の何か目標値とか、そういったものというものはお持ちなんですか。

（水環境対策課）

まず最初の、３２年度の８５％という目標値の話でございますが、実は汚水処理の長期計画といたしまして、長崎県汚水処理構想というものを２８年度に策定しております。これは５年間に１回、１度、更新をしてる構想でございます、最新のものは２８年度に策定をいたしました。その中で、平成３８年度におきまして、県の普及率を９０．２％まで向上させようという目標を掲げております。それを逆算してまいりますと、３２年度では８５％の数字を目安にしないとできないということで、８５％という数字を落とし込んでおります。そして汚水処理構想の策定として、県全体で９０．２％としておりますが、実はそれは各市町が策定いたしました汚水処理のアクションプログラムの積み上げになっております。各市町に３８年度にはどのレベルまで上げるのかというのを、それぞれ検討していただいた上で、県全体として９０．２％なんだという形になっておりますので、それぞれの市町も、その目標値をお持ちでございます。

（芹野副委員長）

そうすると、各市町さんのそれぞれの、まずことしはこのくらい、来年はあのくらいというのはモニタリングされてるということでもいいんですか。

（水環境対策課）

県の方では進捗管理しております。

（芹野副委員長）

もう少しそのあたりも活動指標とかに入れられると、まあ入ってるということでいいのかしら。

（水環境対策課）

それは。

（芹野副委員長）

まあ、いわゆる１９という数字は市町村の数ですよね。

（水環境対策課）

これは、いわゆる浄化槽整備事業の県の補助金を活用していただいた市町村の数です。

（芹野副委員長）

数ですよね。いわゆる補助金を使えば、その中身についてはこの１９、要するに１，７７０基のうち１基つくっても１だし、１００基つくっても１っていうところは、別に重要視しなくてよろしいんですか。

（水環境対策課）

その基数のウェイトというのも確かに重要だと思いますが、私どもとしてはこの補助金を使っていただいて、それぞれの市町で、しっかり浄化槽を整備していただくのが重要だということで、まず補助を使っていたきたい市町が活動指標で重要であると思っております。

（芹野副委員長）

何か先ほどの、ごめんなさい、途中で。各市町さんからの積み上げで目標値があって、その年割りである程度数を把握した上でモニタリングされてるっていうことであれば、

そのモニター上、うまくいってるのかどうかというところが、何となく活動指標になるべきじゃないかなという気がしたもんですから、意見として。

（堀内委員長）

ほかに意見ございますか。今、何か伺っていた汚水処理人口普及率、29年度末で80、全国平均が90、目標は85、低くないですか。よくわからないんですけど、こんなもんですか。

（小西委員）

それはわかっていただきたいとこなんですけど、水道普及率と下水道普及率って全然またロット感が違うんですよ。要するに集落が点在してるところで、普及率を下水道普及率上げるとするのは、果てしなく、こんな感じで費用が上がっていきますので、結局やっぱり環境に対する負荷と費用とのどこかの折り合いで言うと、もう長崎県のこの状況で、離島がこれだけ多いこの状況で言うとな、とかわりに申し上げましたが、いかがでございましょうか。

（水環境対策課）

下水道整備となりますと相当な人口密集度がないと事業として成立をいたしません。例えば都会でありますと、ある程度のエリアの中に人口が密集しておりますので、事業としても成立しやすいですし、維持管理をするための利用料金というのも着実に入ってきますから、下水道としての推進もしやすいですが、本県の場合は地域的に非常に山等で分散されておまして、なかなか下水道で一括処理するというのがもう経済的に成立しないということで、どちらかという、やっぱり浄化槽に頼ってる部分がございます。ですから浄化槽の部分をいかに各個人さんに設置していただくかというのが、非常に重要でございまして、私どもも県として補助金を出したり、また啓発に取り組んでいるところでございます。ただやはり、個人設置型といいますのが、個人の意向、例えば家を新築するとか、改築するとか、そういった契機がないとなかなか設置をしていただけないという部分がございますので、計画性からいきますと劣る、下水道が行政主導で着実にやれるのに対して、現在の個人設置型は個人さんの意向に伴って行うという性格がありますものですから、今回30年度から市町村が事業主体となって整備ができる市町村設置型浄化槽の導入という

のを、県の補助事業を拡充いたしまして、現在、各市町にその活用をお願いしているところでございます。市町村設置型浄化槽といたしますのは、市町村が事業主体となって浄化槽を設置して、住民の皆さん、利用者の皆さんから利用料をもらって維持管理をする下水道と同じような仕組みでやっていくことでございますので、そういったのをあわせて普及率を今後伸ばしていきたいと考えております。

（堀内委員長）

そういう事情かなと思って伺ったんですけど、とは言え、日本全国見ると、長崎だけが離島を抱えているわけではないし、もと私のふるさと、長野県も山だらけで、人口もばらばらですけども、わりかし快適な県で、老後はそこで過ごしたいという人もいるぐらいです。いろんな工夫が必要かなと。やはり快適な暮らしを保証するというのは、何らかの形ですね、必要かなと思います。その中でこの上下水というのは1つの大きなファクターでしょうし、若者が離れていく原因の1つでもあるんですよね。この辺の問題がですね。今の子どもたちは朝から、朝シャンの子どもたちだから。その辺のこともちょっとあったものからね、先生おっしゃるように大変だと思うんですけども。

（小西委員）

そこはちょっと違うと思いますよ。浄化槽対応で十分快適ですから。下水道でなくても浄化槽で十分に快適ですから。要するにトイレが水洗であるか汲み取りであるか、全然それはまた関係ない話なので。

（堀内委員長）

大丈夫ですか。

（小西委員）

快適は快適ですよ。

（水環境対策課）

もうトイレの使い方は合併浄化槽でも下水道と全く同じように。

（小西委員）

全く同じです。

（水環境対策課）

心おきなく流せますし。シャワーも使えますので。それはもう利用者から見ると、極端に言うと、下水道なのか浄化槽なのかわからないような状況ではあります。

（堀内委員長）

なるほどね。わかりました。

（事務局）

それもまとめて污水处理人口の普及率に入るんですよね。浄化槽も入れば、下水道も入る。

（水環境対策課）

普及率は下水道、あと農集とか漁集、あと浄化槽。そういったもの含めて污水处理施設というふうに申し上げておりまして、それを使った方が污水人口普及率というふうにしてあります。

（小西委員）

ちょっとですね、若干、評価を超えるかもしれないんですけど、農業集落排水、漁業集落排水がいわゆる経済対策絡みで整備が進んだので、大体２５年ぐらいもう段々たってきて、処理場の更新の話が出てきて、農林水産省も農業集落排水の処理場の更新については、必ずしも、すべての施設については積極的には考えてませんという感じですね。だからそこは流域下水道なり、公共下水道との接続をはかってくださいと、もう更新だけがすべてではありませんと。ほぼそんな感じです、今ね。もうそれを感じておられると思いますので。そうすると農業集落排水、漁業集落排水のいわば後始末というか持続可能性が、県としてはものすごい重要なテーマで、その柱でむしろ政策を立てていかれる必要が今後出てくると。当然、その総合計画の次の総合計画ぐらいにはそういう柱だと思うんですけど、そういうことについては、まだ評価調書そのものからは出てこないんですけど、直近はも

うそっちだなと思います。でも流域下水道に集約が移っている感じはありますね。下水道はむしろ県ですと。流域下水道ですと。そこへ市の公共下水道も含めて接続していきましようというような、何かそんな感じでもんね。それがまだ今のところ評価調書にはなっていない。次はそんな感じです。どう思われます。

（水環境対策課）

先ほど申し上げました汚水処理構想の中で、実はその促進をもう明示しております。具体的に農集は近くの例えば公共下水道とか、そういうところに接続して、農集の処理場はもう廃止しようという話もございますし、どうしても物理的に、近くに公共下水道が来てないというところにつきましては、より管理がたやすい農集の処理場を取っ払って、かわりに浄化槽で賄おう、小型化しよう、そういうスケールダウンすることで負担を軽くしようとか、そういう取り組みも構想の中に入れて具体的に動いているところもございますので、十分そのあたりは認識をいたしております。

（小西委員）

そういうリストラクチャリング事業がどれくらい進捗してるかみたいなものが、評価調書に出てきてもおかしくない。もう次の総合計画のときの評価は、こんな普及率というよりも、リストラクチャリング率みたいなものが重要になると。下水道は結構、今、端境期ですね。転換期です。

（水環境対策課）

まあ、その予算は国の公共事業でさせていただいてるものですから、その示し方をちょっと考えさせていただきたいです。

（小西委員）

本当にそうです、そうです。

（堀内委員長）

ほかに何かございましたら、はい、どうぞ。

（能本委員）

補足資料の１５ページなんですけども、河川の類型でＡからＣ、これはこういった類型になりますか。

（地域環境課）

１５ページの河川類型、ＡとかＢとかＡＡと書いてる部分でございますよね。これにつきましては、それぞれの河川の実際、利用形態、どういうものにその河川を使われているかというところで、それと水質の数値自体で当てはめるているんですけども、Ａということであれば、その基準が環境基準は２と、Ｂということであれば環境基準が３となります。

（能本委員）

この隣の数値に連動して評価として類型されているっていうことでございますね。河川の分類というよりは、水質の分類というふうに。

（地域環境課）

先ほど利用形態と言いましたけども、河川であれば水道の１級であればＡＡ、水道の２級、水産の１級、水浴に使えるところではＡ類型とか、そういう利用の目的と、その地点の水質の状況に応じて、県の方でこの類型は設定をしてるということになります。

（能本委員）

わかりました。

（堀内委員長）

ほかに何かありましたら。

では事業全体で何かご質問があれば、お願いいたします。よろしいですか。

（山中委員）

関係ないかもしれないんですけども、水質の改善じゃなくて、ＮＰＯ法人とか団体とかが、水質の改善とかで動いている団体が結構あると思います。ああいうところとの関係

は全くない、県がそれに補助するのがここに入ってるとか、そういうことではないんですか。全く県さんの分、水質改善とか、そういうのが動いてるのもあるなと思いながら見たんですけど、それは全く別の話ですか。ここに入ってなかったから。

（地域環境課）

生活排水対策促進事業の中で、自治体等がNPOの方と組んでやってるところもございますので。その中で河川の調査とか廃油を用いた石鹸づくりとかそういうところに対して、市の方が活動を一緒にやっていくということはありません。

（山中委員）

県とは離れてる。

（地域環境課）

市の活動に対して補助金してますので、直接ではないですけど、関連はしております。

（堀内委員長）

よろしいですか。でしたら、この事業群に関する本日の審議は終わります。ありがとうございました。

<事業群構成課退出>

（堀内委員長）

長い時間ありがとうございました。今日予定していた3つの事業群について説明及び審議が終了しました。次回は10月10日水曜日ですね、第2回を開催いたします。その際、本日の審議内容を踏まえた議論を行い、論点及び意見書として反映する内容について整理していきたいと思います。よろしくお願いします。委員の皆さんもご多忙の中だとは思いますが、次回もどうぞよろしくお願いします。何か言い忘れたこと、思いついたこと何かございますか。どうぞ。

（小西委員）

復習ですけど、まず最初の事業群はちょっと問題になった根拠法令が違うっていうところをやっぱり何かはっきりしてくれて、すると大体いけるかなっていう気がするんですね。2つ目のやつはやっぱり後ろの評価がおかしかったです。全部5、5、5、5でなつて。あれはやっぱりおかしいと思います。3つ目はやっぱりね、流域下水道のところを、高度処理のところだけで、何かやっぱり評価調書として表現しきれてないっていう感じはありますね。やっぱり話はわかるし、やってることはもうオーケーなんですけど、評価調書として読み取れないですね。流域下水道って書いてあって、実際、評価してるのは高度処理のところだけっていうのは、さすがにちょっと無理があるんじゃないかと思います。その3点ですね。それぞれについては。

（堀内委員長）

ありがとうございます。ほかに何かありましたら。よろしいですか。

では今、ご指摘になった点を踏まえていただいて、整理を進めていきましょう。今日はこれで終了したいと思います。また何かありましたら事務局の方に連絡取り合って進めていただければと思います。ご苦労さまでした。